

第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

高 浜 町

はじめに

本格的な人口減少社会の到来とともに、少子高齢化社会が進む昨今、国においては、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行後、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備や、乳幼児教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。それに加えて、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て支援は日々改善が重ねられています。

本町においては、これまで平成21年度に「たかはま^{きらきら} K・I・D・S^{いきいき} プラン」、平成26年度には、平成27年度から令和元年度までの5か年を計画期間とする「高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世代に向けた多様な子育て支援サービスの充実を図ってまいりました。

このたび、令和元年度で計画期間が満了となる「高浜町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や本町の子ども・子育て支援を取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

引き続き、本計画に基づいて、住まい・暮らしの環境整備、子育てしやすい環境整備を進め、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、高浜町の自然や人、伝統行事、施設等を活かした高浜町独自の施策を講じることにより「選ばれるまち」、そして本町の未来を担う子どもたちが健全に成長できるまちをめざしてまいりたいと思います。さらに加えて、このような子育て世代に向けた多様な子育てサービスの充実を人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、町の活力・にぎわいにつなぐ重要な位置づけとしながら、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してまいります。

結びに、この計画の策定にご尽力・ご協力いただきました「高浜町子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査等にご協力いただいた住民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和2年3月



高浜町長 野瀬 豊

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
第2章 高浜町の子ども・子育てを取り巻く環境.....	4
1 人口の状況.....	5
2 世帯の状況.....	8
3 婚姻等の状況.....	10
4 女性の就労状況.....	11
5 入所児童・児童・生徒数の状況.....	12
6 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前児童）.....	15
7 仕事と家庭生活の両立について.....	17
8 地域の子育て支援について.....	18
第3章 第1期計画の事業実績と課題.....	21
1 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実績.....	22
2 高浜町を取り巻く課題.....	29
第4章 計画の基本的な考え方.....	31
1 目指すべきまちの将来像.....	32
2 基本的な視点と評価指標.....	33
3 基本目標.....	35
4 計画の体系図.....	36
5 重点施策.....	37

第5章 施策の展開.....	39
基本目標1 地域社会で子どもを育むまち	40
(1) 地域における子育て支援体制の充実.....	40
(2) 地域における子育てネットワークの充実.....	42
基本目標2 安心して子どもを育てられるまち.....	43
(3) 仕事と子育ての両立の支援.....	43
(4) 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり	45
基本目標3 親子が健やかに過ごせるまち	48
(5) 母子保健・医療体制の整備.....	48
(6) 子どもの健康なからだづくりの推進.....	50
(7) 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備.....	51
基本目標4 配慮を必要とする方を支えるまち.....	54
(8) 専門的な支援を必要とする児童へのきめ細やかな取り組みの推進.....	54
第6章 事業量の確保及び確保方策について	58
1 事業量の確保及び確保方策についての基本的な考え.....	59
2 子どもの人口の推計	59
3 教育・保育の量の見込み・確保方策.....	60
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策.....	62
第7章 計画の推進体制.....	70
1 多様な主体との連携による推進.....	71
2 情報提供・周知.....	71
3 進捗管理・評価.....	71
資料編.....	72
1 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査実施概要.....	73
2 高浜町子ども・子育て会議設置要綱.....	74
3 高浜町子ども・子育て会議委員名簿.....	76
4 計画策定の経過.....	77

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

国では、少子化対策を総合的に進めるため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきました。さらに平成 24 年 8 月には「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、これに基づき平成 27 年から、子ども・子育てに関する新たな支援制度が施行されました。

また、平成 28 年 6 月には「児童福祉法」が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、令和元年 5 月には幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が成立し、令和元年 10 月から全国的に開始されており、より一層の子ども子育て支援の充実が図られています。

本町では、平成 27 年 3 月に「高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども親も笑顔でずっと暮らしたいまち たかはま」を基本理念に様々な分野で子どもや子育てに関する支援施策を推進してきました。また、平成 30 年 4 月には子育て世代包括支援センター「kurumu（くるむ）」を立ち上げ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援を行う拠点として子育て世代をサポートしています。

このたび、「高浜町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和元年度で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を評価・検証し、新たな課題への対応を含め子どもや子育ての一層の充実を図るため「第 2 期高浜町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本町子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として位置づけられます。同時に、次世代育成支援対策推進法に基づく「高浜町次世代育成支援地域行動計画」としても位置づけています。

また、子ども・子育てに関連するその他計画との整合性を図りながら、策定を行います。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。また、状況の変化等により必要に応じて中間年での見直しを行います。

年度	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
高浜町 子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画（前回計画）					第2期計画（本計画）				

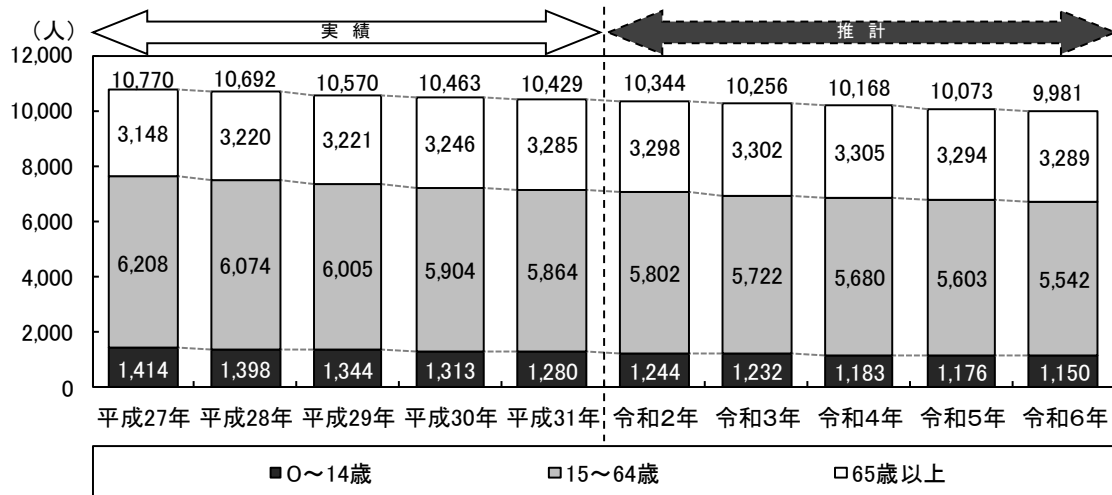
第2章 高浜町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口、比率の推移・推計

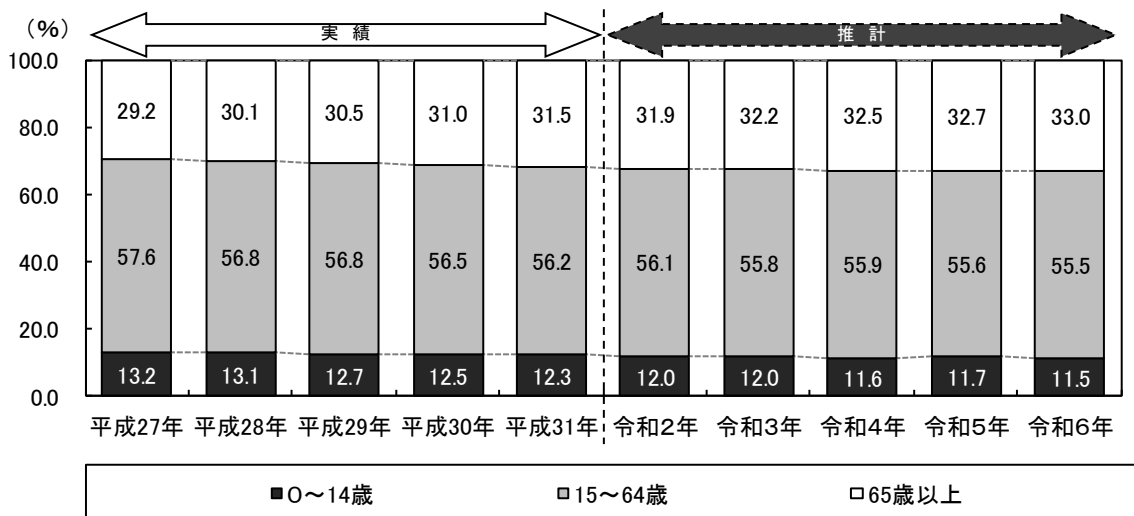
総人口及び年齢3区分別人口については、総人口は減少傾向にあり、平成31年で10,429人となっています。年齢3区分別人口については、0～14歳や15～64歳では減少傾向となっています。65歳以上は増加傾向にありますが、令和5年以降は減少に転じることが見込まれます。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計



年齢3区分別人口比率については、0～14歳及び15～64歳の割合は減少傾向にある一方、65歳以上の割合は増加傾向で推移することが見込まれます。

■年齢3区分別人口比率の推移



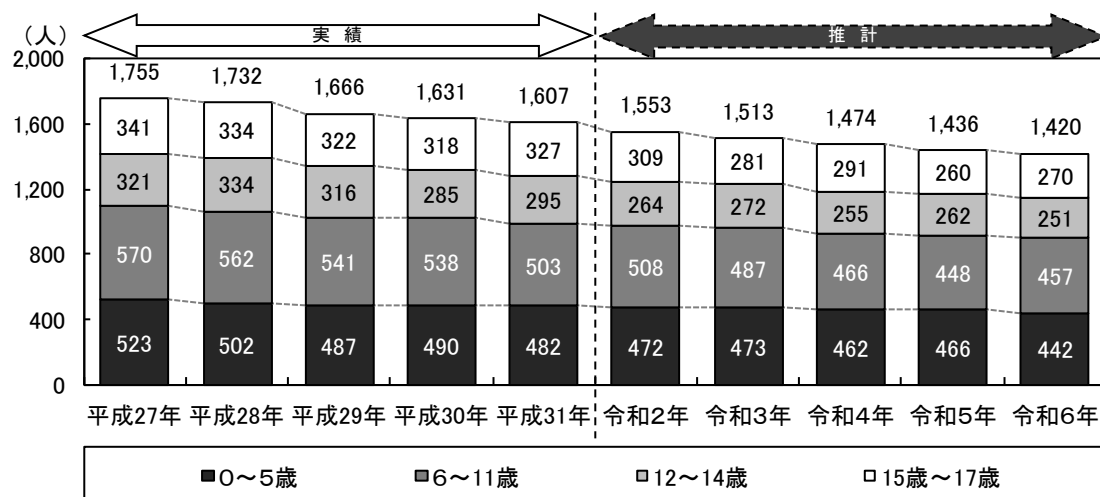
資料：【実績】住民基本台帳（各年3月末）

【推計】コーホート変化率法（平成27～31年の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に乗じる算出方法）

(2) 子ども（18歳未満）人口の推移・推計

子ども（18歳未満）人口については、減少傾向となっており、平成31年には1,607人となっています。平成27年と比較して148人減少しています。

■子ども（18歳未満）人口の推移・推計



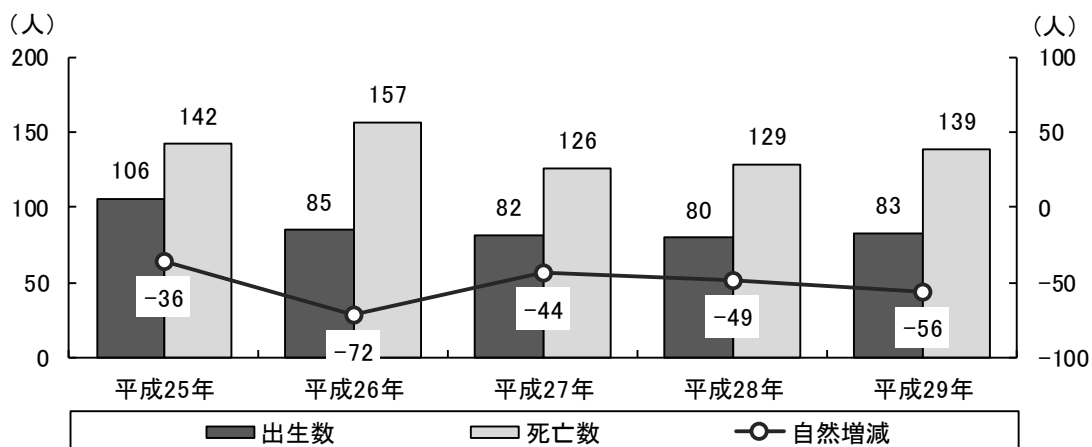
資料：【実績】住民基本台帳（各年3月末）

【推計】コホート変化率法（平成27～31年の男女別各歳別人口をもとに、1年ごとの変化率を算出し、前年人口に乗じる算出方法）

(3) 自然動態・社会動態の推移

自然動態の推移については、出生数は平成25年から平成28年にかけて減少を続けていましたが、平成29年は3人増加し、83人となっています。死亡数は平成25年から平成27年にかけて増減を繰り返し、平成27年以降は増加傾向にあります。自然増減では各年ともに死亡数が出生数を上回り、平成29年で56人減となっています。

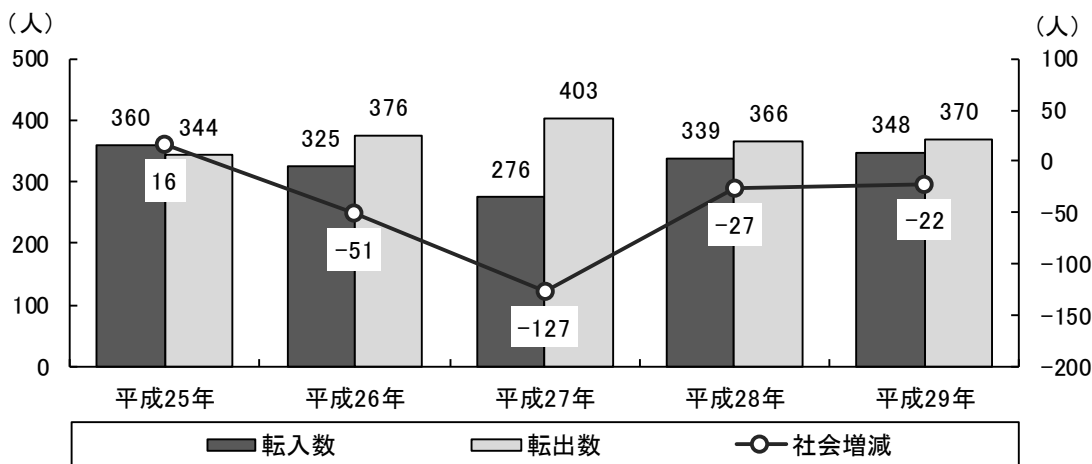
■自然動態の推移



資料：福井県統計年鑑

社会動態の推移については、転入数は平成25年から平成27年にかけて減少傾向にありましたが、平成27年以降は増加しています。転出数は増減を繰り返しています。社会増減では平成26年以降は転出数が転入数を上回り、平成29年で22人減となっています。

■社会動態の推移



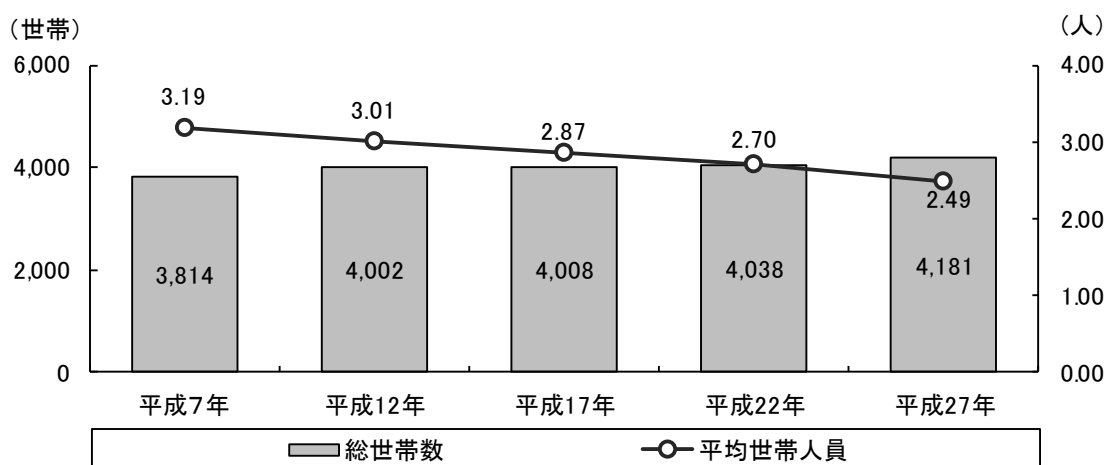
資料：福井県統計年鑑

2 世帯の状況

(1) 総世帯数及び平均世帯人員の推移

総世帯数及び平均世帯人員の推移については、総世帯数は増加傾向にある一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成27年で2.49人となっています。

■ 総世帯数及び平均世帯人員の推移

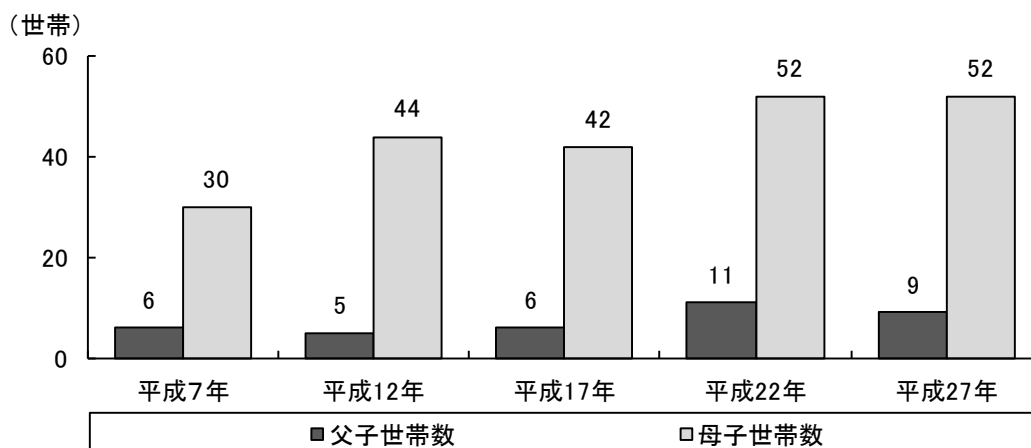


資料：国勢調査

(2) 父子世帯数及び母子世帯数の推移

父子世帯数及び母子世帯数の推移については、父子世帯数は平成7年から平成17年にかけては概ね横ばいで推移し、平成22年にかけては増加しています。その後微減をし、平成27年は9世帯となっています。母子世帯数では平成7年から平成22年にかけて増減を繰り返しており、平成27年にかけては横ばいとなり、52世帯となっています。

■ 父子世帯数及び母子世帯数の推移

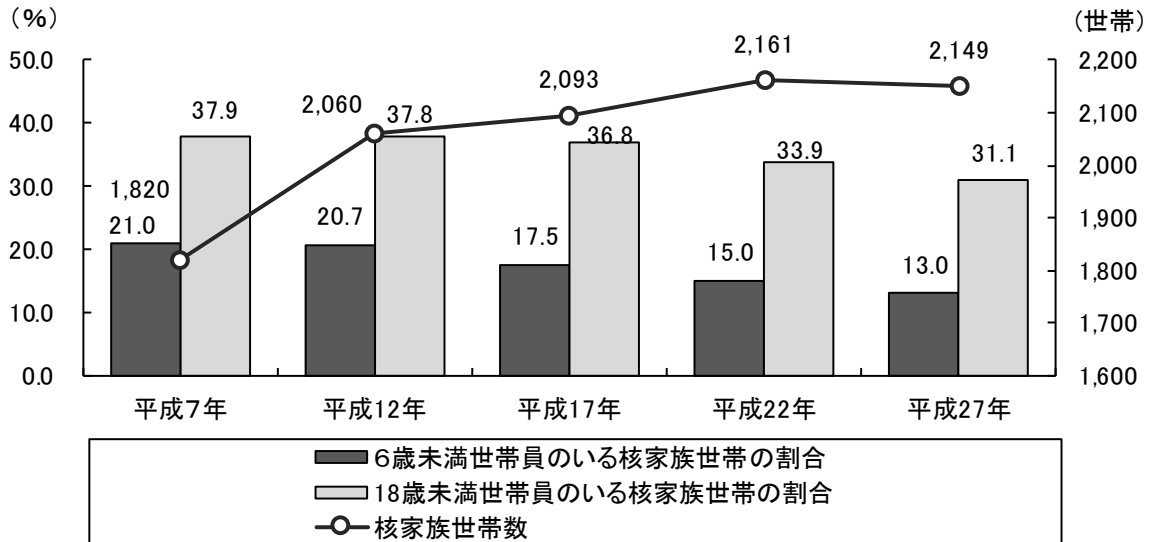


資料：国勢調査

(3) 核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移

核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移については、核家族世帯数は増加傾向にある一方、6歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合、18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合ともに平成7年以降は減少傾向となっています。

■核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移

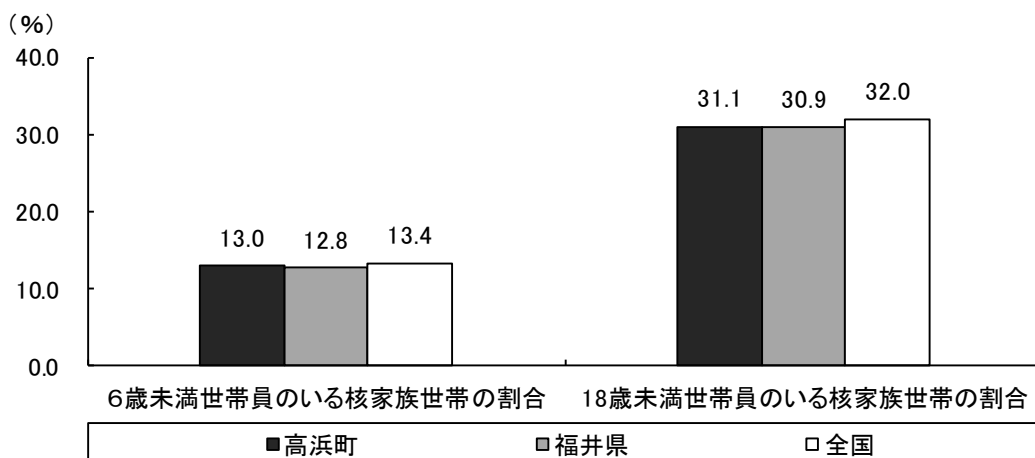


資料：国勢調査

(4) 核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の状況

核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の状況については、全国・福井県と比較すると、高浜町は6歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合、18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合ともに福井県をわずかに上回っていますが、全国を下回っています。

■核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合（高浜町・福井県・全国）の比較



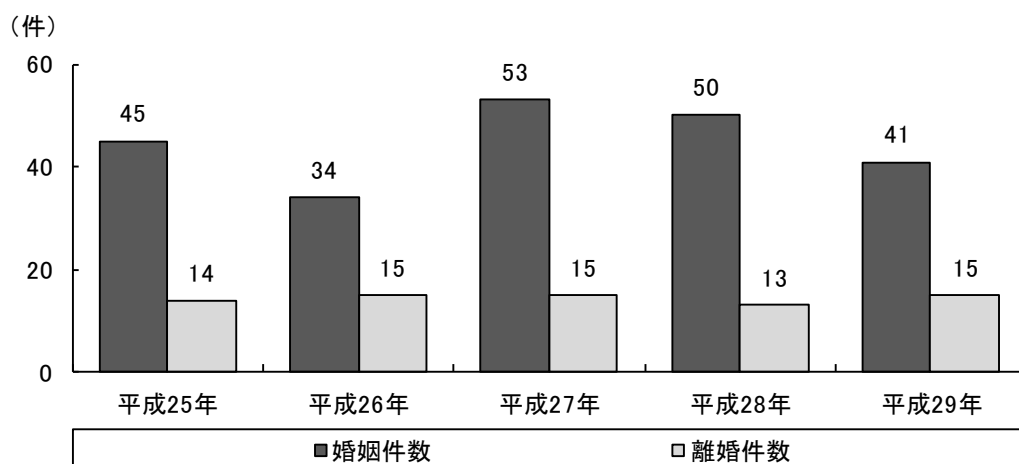
資料：国勢調査（平成27年）

3 婚姻等の状況

(1) 婚姻件数及び離婚件数の推移

婚姻件数及び離婚件数の推移については、婚姻件数は平成27年から平成29年にかけて減少傾向となっています。離婚件数は平成25年から平成29年にかけてほぼ横ばいで推移しています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

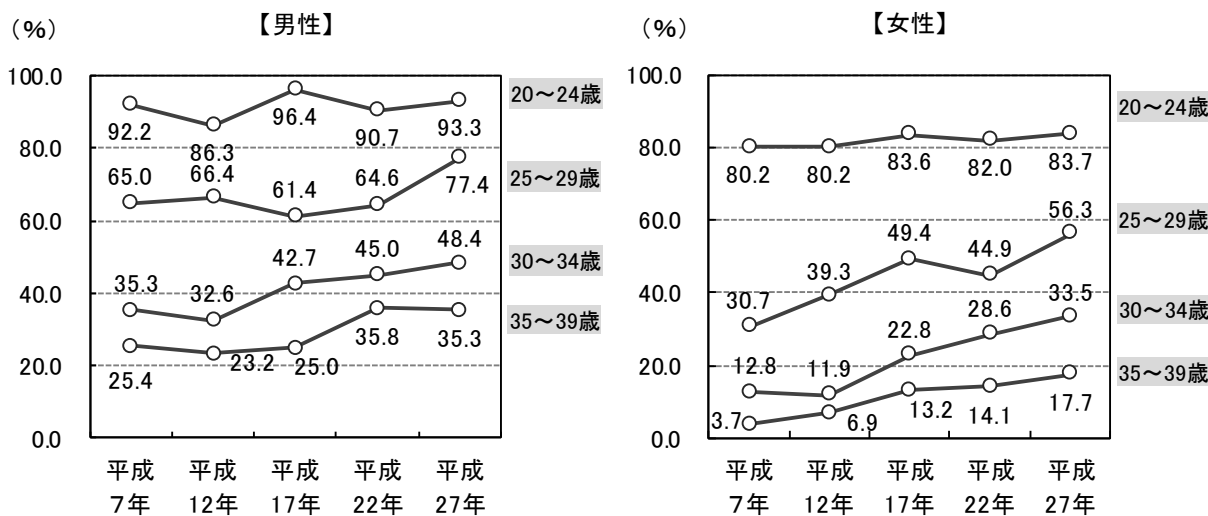


資料：福井県統計年鑑

(2) 年齢階層別未婚率の推移

年齢階層別未婚率の推移については、男性の25～29歳では平成17年から27年にかけて、30～34歳では平成12年から27年にかけて増加が続いています。女性の30～34歳では平成12年から平成27年にかけて、35～39歳では平成7年から27年にかけて増加が続いています。

■年齢階層別未婚率の推移（男女別）

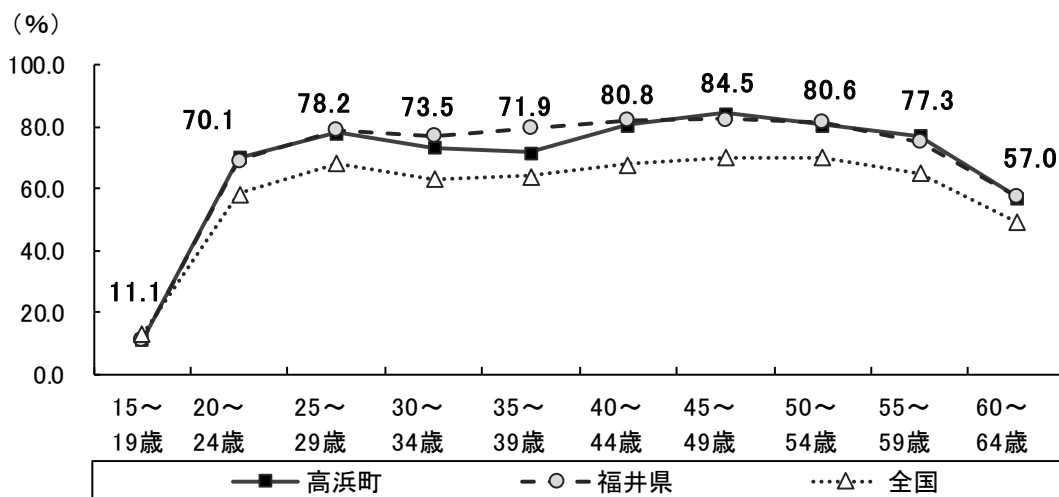


資料：国勢調査

4 女性の就労状況

女性の年齢階層別就業率については、25～29歳から35～39歳にかけて就業率が低下し、以降45～49歳にかけて再び増加する「M字型」となっており、全国・福井県と比較すると、いずれの年代においても全国を上回っている一方で、25～29歳から45～49歳にかけてはいずれも福井県を下回っています。

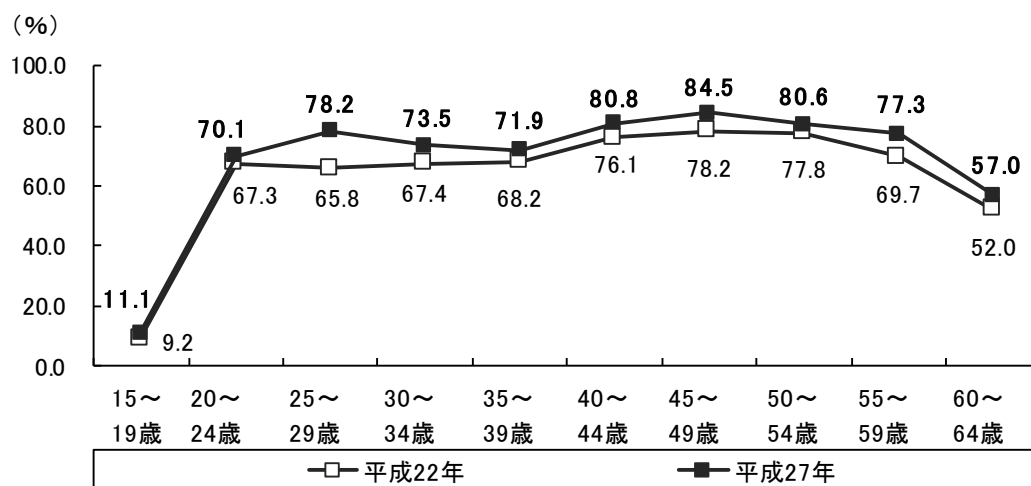
■女性の年齢階層別就業率（高浜町・福井県・全国の比較）



資料：国勢調査（平成27年）

高浜町における女性の年齢階層別就業率について平成22年・平成27年を比較すると、すべての年齢階層において平成27年が平成22年を上回っており、特に、20歳代後半において大きく上昇しています。

■高浜町における女性の年齢階層別就業率（平成22年・平成27年の比較）



資料：国勢調査

5 入所児童・児童・生徒数の状況

保育所別入所児童数の推移については、全体では増減を繰り返し、平成30年度の入所児童総数は362人となっています。保育所別入所児童数の推移では、青郷保育所において減少傾向となっています。

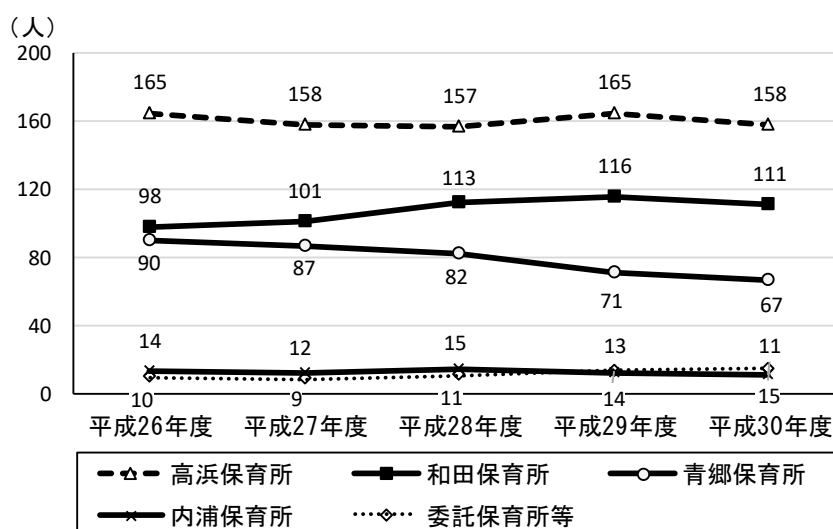
■保育所別入所児童数の年齢別の推移

(単位：人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
高浜保育所	入所児童総数	165	158	157	165	158	
	3号認定	乳児	7	11	15	8	9
		1～2歳児	42	39	40	55	51
	2号認定	3歳児	30	34	37	29	34
		4～5歳児	86	74	65	73	64
和田保育所	入所児童総数	98	101	113	116	111	
	3号認定	乳児	6	2	9	6	6
		1～2歳児	24	26	34	27	28
	2号認定	3歳児	22	23	26	31	18
		4～5歳児	46	50	44	52	59
青郷保育所	入所児童総数	90	87	82	71	67	
	3号認定	乳児	1	4	4	3	4
		1～2歳児	18	25	25	20	14
	2号認定	3歳児	23	15	17	15	15
		4～5歳児	48	43	36	33	34
内浦保育所	入所児童総数	14	12	15	13	11	
	3号認定	乳児	0	0	0	0	0
		1～2歳児	4	3	2	2	2
	2号認定	3歳児	5	4	4	3	2
		4～5歳児	5	5	9	8	7
委託保育所等	入所児童総数	10	9	11	14	15	
	3号認定	乳児	2	1	2	3	8
		1～2歳児	5	7	3	3	3
	2号認定	3歳児	1	0	4	2	1
		4～5歳児	2	1	2	5	2
	1号認定	3歳児	0	0	0	1	0
		4～5歳児	0	0	0	0	1
全体	入所児童総数	377	367	378	379	362	
	3号認定	乳児	16	18	30	20	27
		1～2歳児	93	100	104	107	98
	2号認定	3歳児	81	76	88	80	70
		4～5歳児	187	173	156	171	166
	1号認定	3歳児	0	0	0	1	0
		4～5歳児	0	0	0	0	1

資料：高浜町保健福祉課（各年3月現在）

■保育所別入所児童数の推移



資料：高浜町保健福祉課（各年3月現在）

小学校児童数の推移については、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて減少傾向にあり、平成 30 年度では 524 人となっています。小学校別児童数の推移では、高浜小学校・青郷小学校において減少傾向となっています。小学校の数は 4 校となっています。

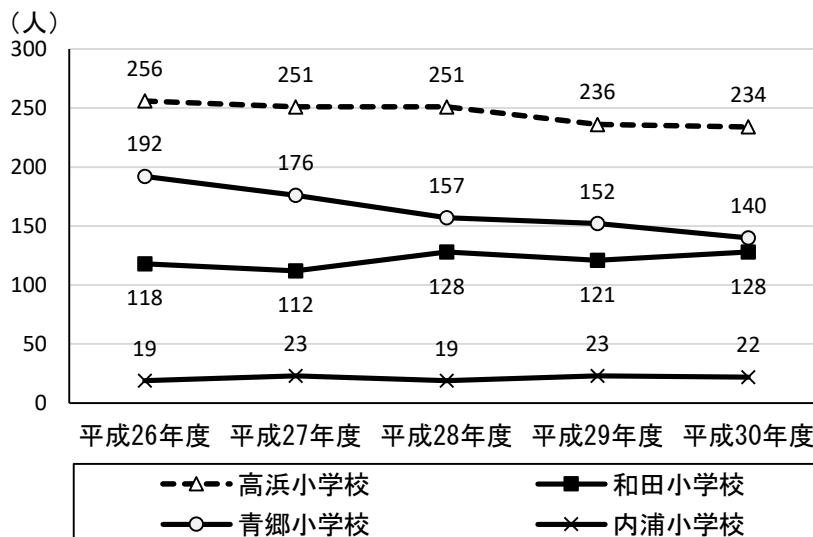
■小学校児童数の学年別の推移

(単位：人、校)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高浜小学校	児童総数	256	251	251	236	234
	1年	30	39	44	32	33
	2年	57	31	39	43	31
	3年	28	57	32	39	43
	4年	42	28	57	32	37
	5年	47	44	30	56	31
	6年	49	47	44	30	56
	特別支援	3	5	5	4	3
和田小学校	児童総数	118	112	128	121	128
	1年	20	13	31	20	24
	2年	21	19	13	30	20
	3年	17	21	17	13	30
	4年	24	17	22	17	13
	5年	16	24	17	21	17
	6年	19	15	24	17	21
	特別支援	1	3	4	3	3
青郷小学校	児童総数	192	176	157	152	140
	1年	21	25	21	23	15
	2年	36	21	25	21	22
	3年	28	36	19	25	21
	4年	29	28	34	19	25
	5年	35	28	28	34	19
	6年	41	35	27	28	34
	特別支援	2	3	3	2	4
内浦小学校	児童総数	19	23	19	23	22
	1年	2	4	0	5	5
	2年	3	2	5	0	5
	3年	6	3	2	5	0
	4年	1	6	4	2	5
	5年	6	1	6	4	2
	6年	0	6	1	6	4
	特別支援	1	1	1	1	1
全体	児童総数	585	562	555	532	524
	1年	73	81	96	80	77
	2年	117	73	82	94	78
	3年	79	117	70	82	94
	4年	96	79	117	70	80
	5年	104	97	81	115	69
	6年	109	103	96	81	115
	特別支援	7	12	13	10	11
小学校数	4	4	4	4	4	

資料：高浜町教育委員会（各年 3 月現在）

■小学校別児童数の推移



資料：高浜町教育委員会（各年 3 月現在）

中学校生徒数の推移については、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて減少傾向にあり、平成 30 年度では 281 人となっています。中学校の数は 2 校となっています。

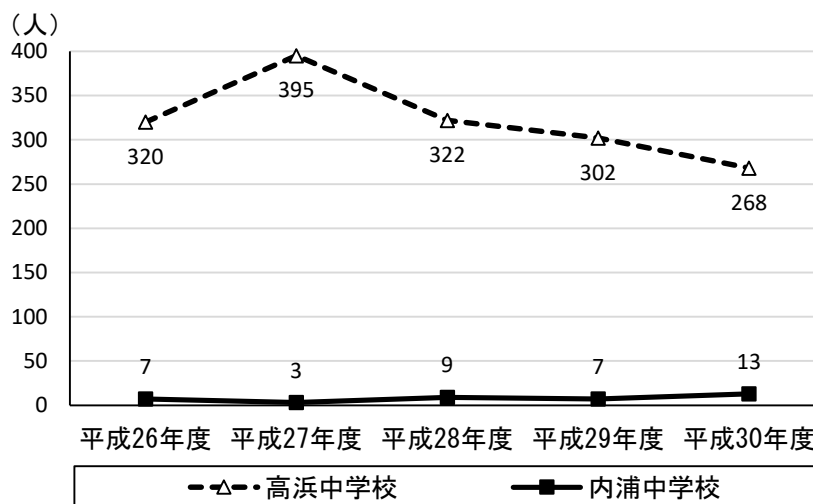
■中学校生徒数の学年別の推移

(単位：人、校)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高浜中学校	生徒総数	320	395	322	302	268
	1年	113	107	97	95	74
	2年	89	112	108	96	95
	3年	111	88	112	109	96
	特別支援	7	88	5	2	3
内浦小学校	生徒総数	7	3	9	7	13
	1年	3	0	6	1	6
	2年	0	3	0	6	1
	3年	4	0	3	0	6
	特別支援	0	0	0	0	0
全体	生徒総数	327	398	331	309	281
	1年	116	107	103	96	80
	2年	89	115	108	102	96
	3年	115	88	115	109	102
	特別支援	7	88	5	2	3
	中学校数	2	2	2	2	2

資料：高浜町教育委員会（各年 3 月現在）

■中学校別生徒数の推移



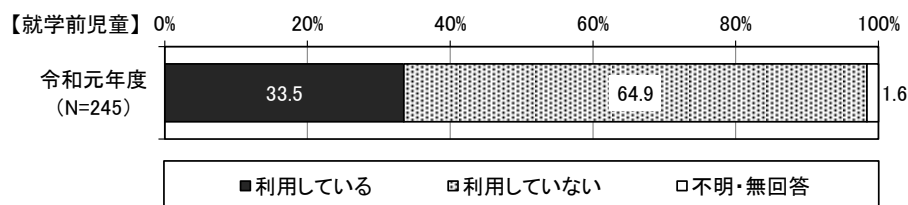
資料：高浜町教育委員会（各年 3 月現在）

6 地域の子育て支援事業の利用状況について（就学前児童）

（1）現在の子育て世代包括支援センター「kurumu」の利用状況

現在の子育て世代包括支援センター「kurumu」の利用状況についてみると、「利用している」が33.5%となっています。

■現在の子育て世代包括支援センター「kurumu」の利用状況

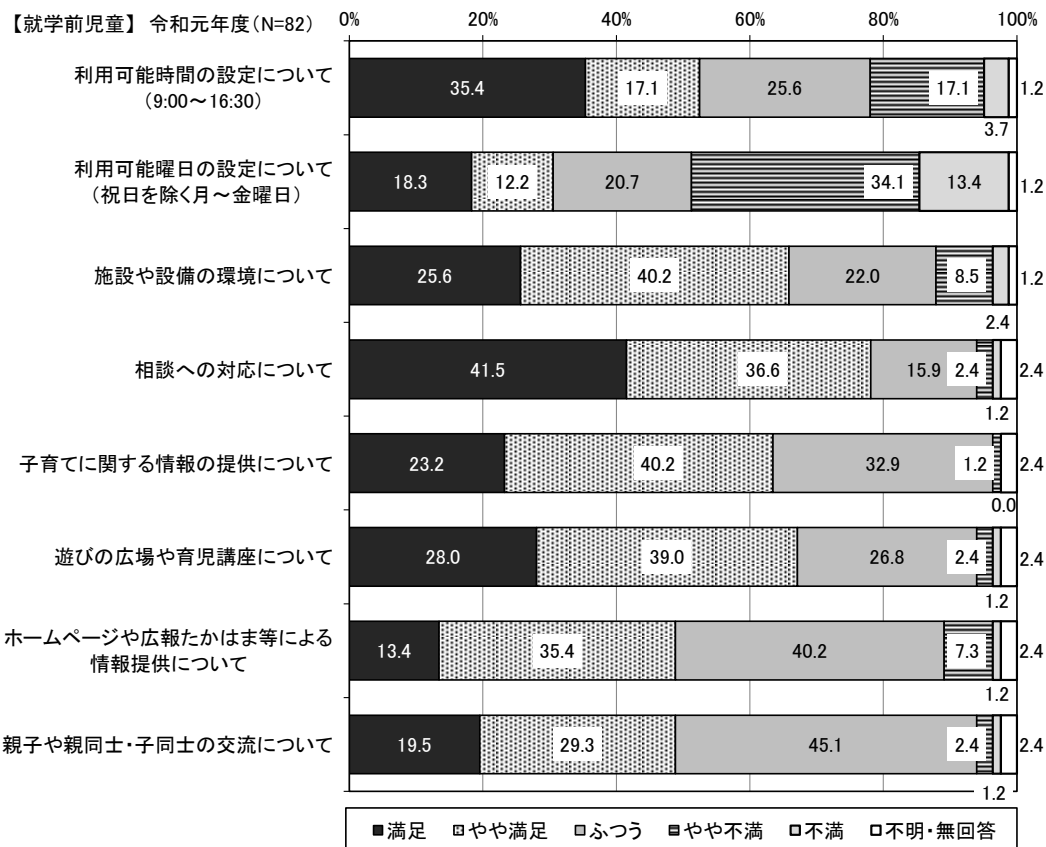


資料：令和元年 第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査

（2）子育て世代包括支援センター「kurumu」の満足度

子育て世代包括支援センター「kurumu」の満足度についてみると、『相談への対応について』で「満足」が41.5%と最も高く、次いで『利用可能時間の設定について(9:00~16:30)』で35.4%、『遊びの広場や育児講座について』で28.0%、『施設や設備の環境について』で25.6%となっています。

■子育て世代包括支援センター「kurumu」の満足度

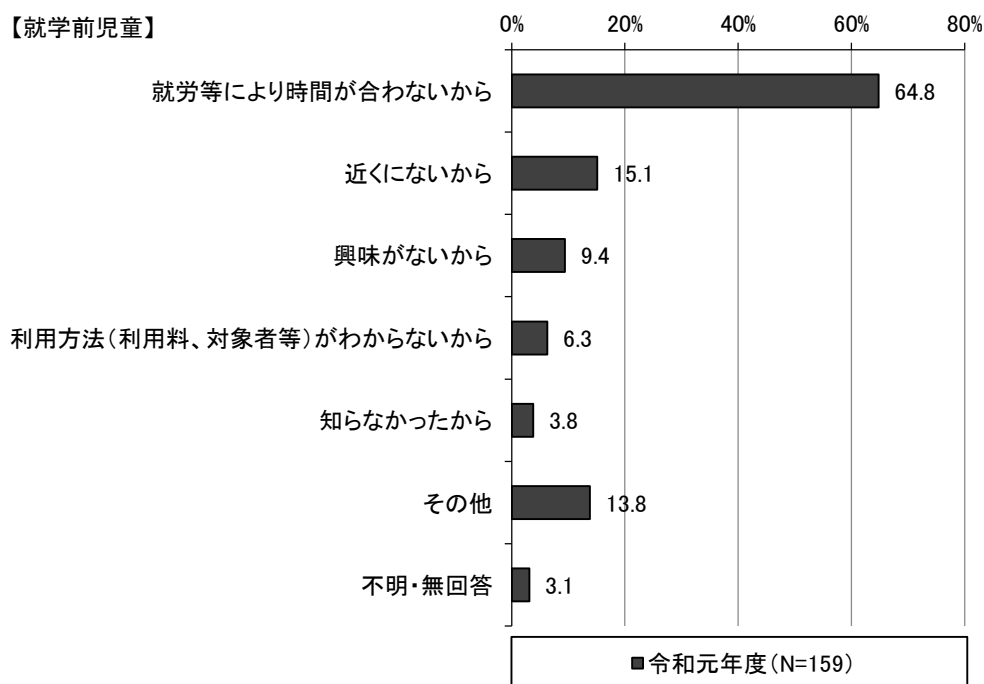


資料：令和元年 第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査

(3) 子育て世代包括支援センター「kurumu」を利用していない理由

子育て世代包括支援センター「kurumu」を利用していない理由についてみると、「就労等により時間が合わないから」が64.8%と最も高く、次いで「近くにないから」が15.1%となっています。

■子育て世代包括支援センター「kurumu」を利用していない理由



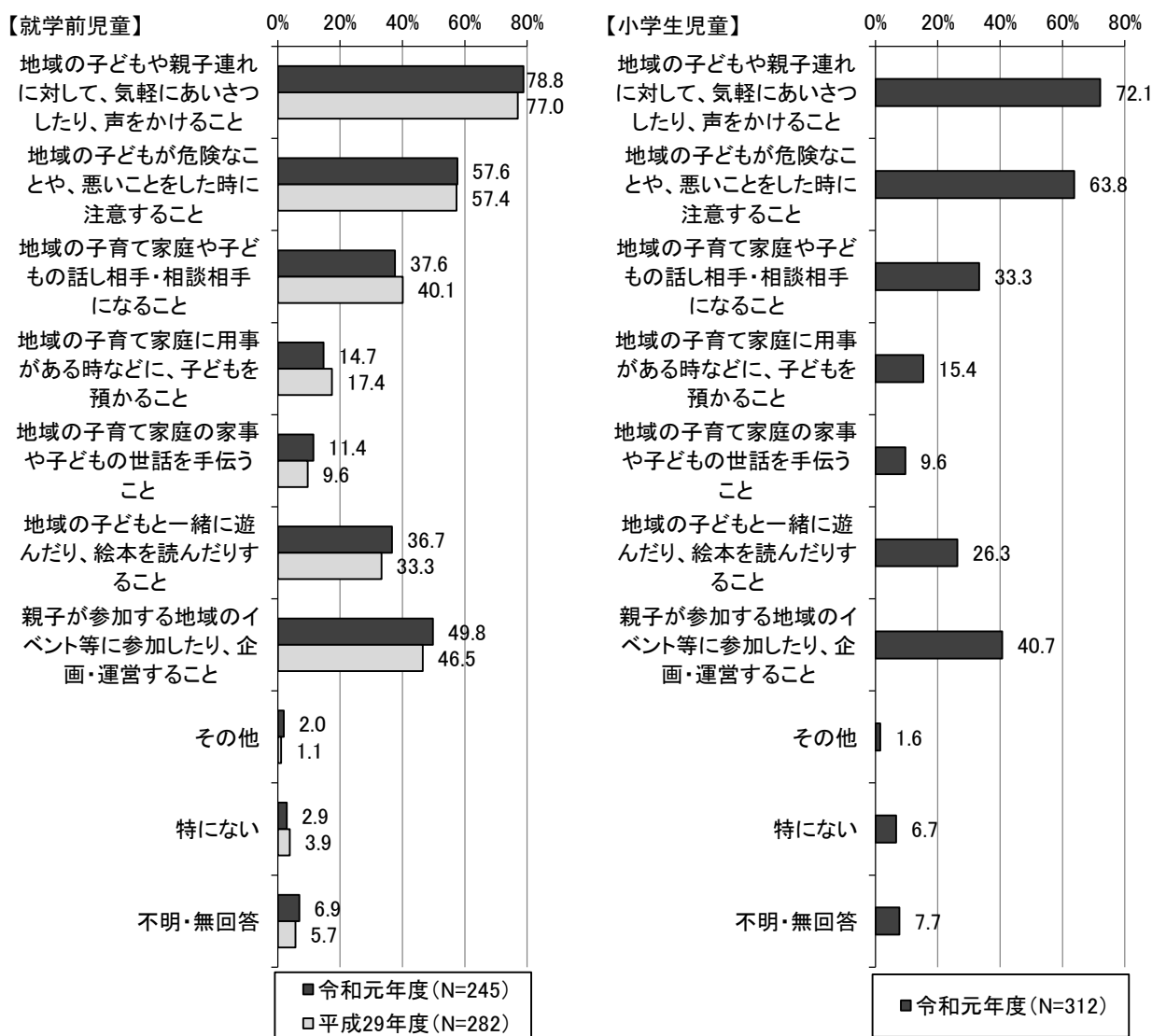
資料：令和元年 第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査

8 地域の子育て支援について

(1) 今後、子育てを通じて地域の人とつながり、子育て支援の輪を広げていくために取り組んでいきたいこと

今後、子育てを通じて地域の人とつながり、子育て支援の輪を広げていくために取り組んでいきたいことについてみると、『地域の子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり、声をかけること』が就学前児童で78.8%、小学生児童で72.1%と最も高く、次いで『地域の子どもが危険なことや、悪いことをした時に注意すること』が就学前児童で57.6%、小学生児童で63.8%となっています。就学前児童について平成29年度調査と比較して、大きな違いはみられません。

■ 今後、子育てを通じて地域の人とつながり、子育て支援の輪を広げていくために取り組んでいきたいこと

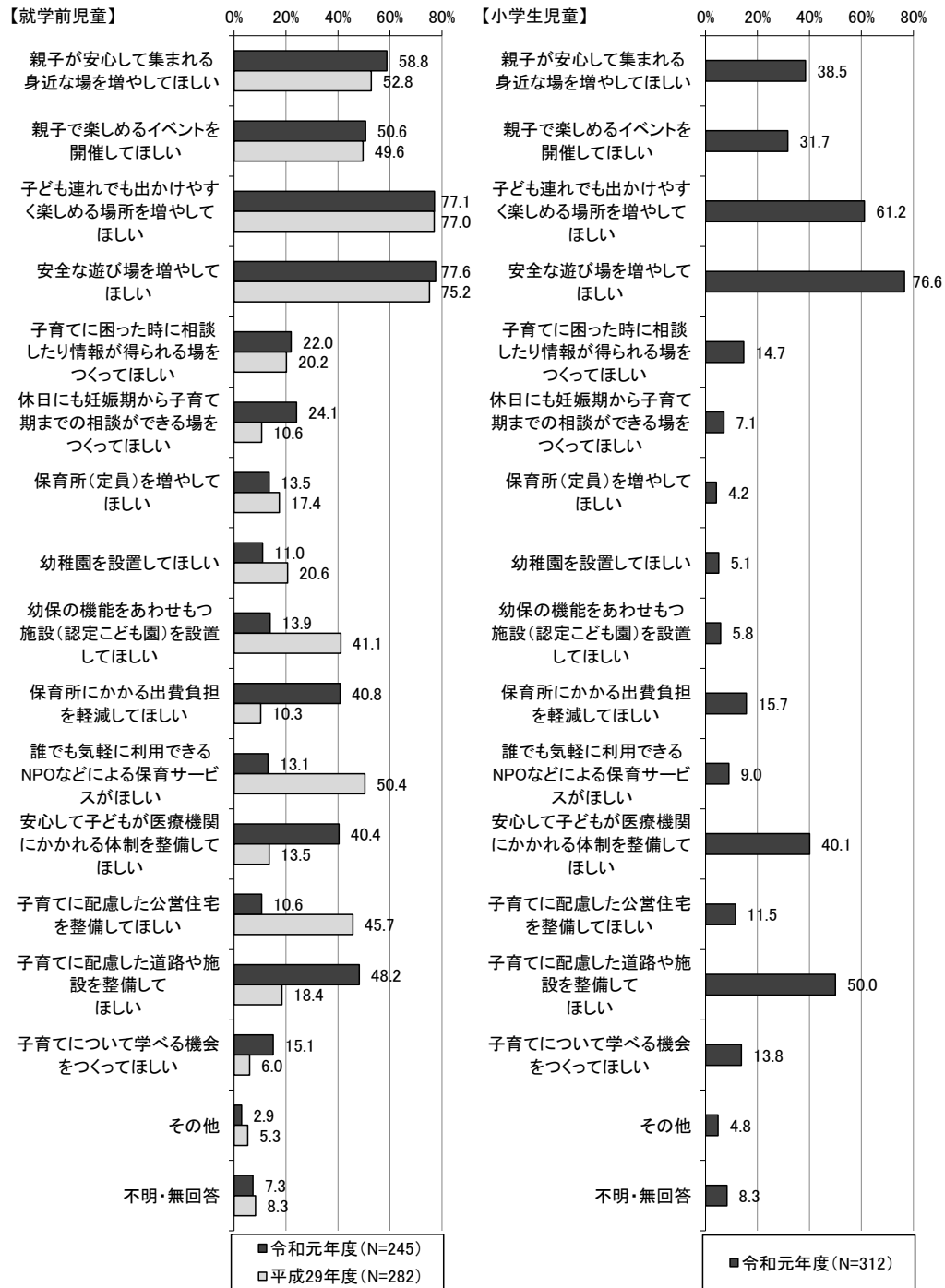


資料：令和元年 第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査

(2) 高浜町に対して、子育て支援の充実に期待していること

高浜町に対して、子育て支援の充実に期待していることについてみると、「安全な遊び場を増やしてほしい」が就学前児童で77.6%、小学生児童で76.6%と最も高く、次いで「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が就学前児童で77.1%、小学生児童で61.2%となっています。就学前児童について平成29年度調査と比較して、「保育所にかかる出費負担を軽減してほしい」の割合が30.5ポイント増加しています。

■高浜町に対して、子育て支援の充実に期待していること

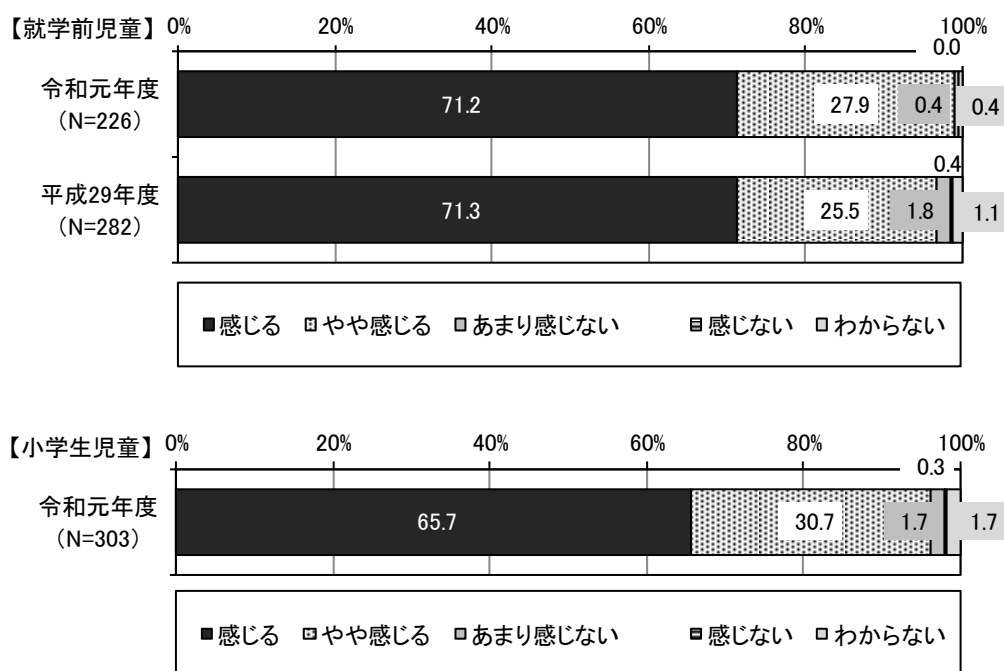


資料：令和元年 第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査

(3) 子育てに対して幸せを感じるか

子育てに対して幸せを感じるかについてみると、「感じる」が就学前児童で 71.2%、小学生児童で 65.7%と最も高く、次いで「やや感じる」が就学前児童で 27.9%、小学生児童で 30.7%となっています。就学前児童について平成 29 年度調査と比較して、大きな違いはみられません。

■子育てに対して幸せを感じるか



資料：令和元年 第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査
 ※以降、指標として活用するため、除不（不明・無回答を除く）により計算している。

第3章 第1期計画の事業実績と課題

1 第1期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第1期計画で設定した目標事業量に対する実績は以下の通りです。

なお、平成29年度に、教育事業、保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の見直しを行っています。

(1) 教育・保育事業

■教育事業【1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】

単位（人／年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	12	13	14	25 (14)	24 (13)
	確保の内容	0	0	0	0 (0)	15 (0)
実績値		0	0	0	0	2

※（ ）内は当初計画時の計画値

高浜保育所の移転整備及び認定こども園への移行検討や令和元年度における私立による認定こども園の開設による潜在的なニーズの掘り起こしもあり、平成30年以降の計画値の変更を行いました。

私立による認定こども園の開設までは、教育ニーズについて対応できる町内の施設（幼稚園・認定こども園）がなかったことから、主に保育所において提供体制を確保しました。

■保育事業【3号認定（0歳児）】

単位（人／年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10	9	9	20 (9)	22 (9)
	確保の内容	12	12	12	20 (13)	22 (13)
実績値		18	29	20	28	31
待機児童		0	0	0	0	0

※（ ）内は当初計画時の計画値

保育所での0歳児の受け入れについて、平成27年度当初より見込み量を大幅に上回る実績がみられました。そのため、平成30年度以降の計画値の変更を行いました。

平成30年度以降も実績値が量の見込み及び確保の内容を上回る結果となりましたが、すべて受け入れることができました。

■保育事業【3号認定（1・2歳児）】

単位（人/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	79	74	73	108 (72)	107 (71)
	確保の内容	96	96	96	108 (100)	108 (100)
実績値		100	105	107	98	107
待機児童		0	0	0	0	0

※（ ）内は当初計画時の計画値

保育所での1・2歳児の受け入れについて、平成27年度当初より見込み量を上回る実績がありました。そのため、平成30年度以降の計画値の変更を行いました。利用希望があった児童は、すべて受け入れることができました。

■保育事業【2号認定】

単位（人/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	198	209	213	213 (216)	223 (204)
	確保の内容	270	270	270	263 (278)	248 (278)
実績値		249	245	251	236	222
待機児童		0	0	0	0	0

※（ ）内は当初計画時の計画値

保育所での3～5歳児の受け入れについて、平成27年度より量の見込みを下回っており、すべて受け入れることができました。平成30年度以降は、計画値の変更を行いました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■時間外保育事業

単位 (人/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	81	81	81	81	78
	確保の内容	81	81	81	81	78
実績値		20	35	27	23	52

時間外保育事業は、利用希望があった際は、すべて受け入れることが可能であったため、随時提供を行いました。

■放課後児童健全育成事業

単位 (人日/年)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	低学年	99	97	96	91	95
		高学年	49	48	45	47	46
	確保の内容		160	160	160	160	160
実績値			152	151	153	141	145

放課後児童クラブへの入所を希望された方について、すべて受け入れることができました。低学年では見込み量を上回っていましたが、高学年では見込み量を下回っていました。

■子育て短期支援事業 (ショートステイ)

単位 (人/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

子育て短期支援事業 (ショートステイ) は、町内において実施施設がなく、計画期間中の二一ズも見込まれていません。そのため、実績もみられません。

■地域子育て支援拠点事業

単位（人回/月）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	326	310	306	855 (304)	1,009 (299)
	確保の内容	326	310	306	855 (304)	1,009 (299)
実績値		976	816	748	1,023	862

※（ ）内は当初計画時の計画値

地域子育て支援拠点事業は、平成27年度当初より見込み量を大幅に上回る実績がみられました。また、平成30年に子育て世代包括支援センターが開設されたことに伴い、平成30年度以降の計画値の変更を行いました。

■一時預かり事業

【幼稚園における一時預かり】

単位（人日/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

幼稚園における一時預かりは実施をしておらず、実績値もみられません。

【その他の一時預かり】

単位（人日/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,353	1,353	1,361	701 (1,364)	894 (1,315)
	確保の内容	1,353	1,353	1,361	701 (1,364)	894 (1,315)
実績値(保育所)		618	574	558	351	288
実績値(すみずみ)		575	126	2	40	85

※（ ）内は当初計画時の計画値

保育所における一時預かりは、和田保育所（平成21年7月より実施）に加え、平成27年度に青郷保育所、平成28年度に高浜保育所、令和元年度に高浜キッズこども園の4施設での提供体制を確保しました。

認可外保育施設（すみずみ子育てサポート事業）等における一時預かりは、町内の認可外保育施設が平成27年度をもって閉所し、平成28年度からは町外の認可外保育施設と委託契約し、提供体制を確保しました。

近年における入所児の増加により、利用ニーズは減少傾向となっており、平成30年度以降の計画値の変更を行いました。

■病児・病後児保育事業

単位（人日/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	621	621	625	313 (626)	302 (604)
	確保の内容	310	621	625	313 (626)	302 (604)
実績値		—	45	185	172	186

※（ ）内は当初計画時の計画値

病児・病後児保育事業は、計画では平成27年10月に実施を予定していましたが、平成28年10月より病児・病後児保育事業を実施しました。

利用を希望された方について、ほぼ100%に近い受け入れができましたが、計画値との差異が大きかったことから、平成30年度以降は、計画値の変更を行いました。

■ファミリー・サポート・センター事業（小学生児童のみ）

単位（人日/週）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

ファミリー・サポート・センター事業（小学生児童のみ）は、町内においては実施しておらず、計画期間中のニーズも見込まれていません。そのため、実績もみられません。

■利用者支援事業

単位（か所）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

利用者支援事業については、保健福祉センターにおいて妊娠期から子育て期の相談・支援の一体的な提供体制を確保しておりましたが、平成30年度より子育て世代包括支援センター「kurumu」を開設し、母子保健型での実施を行いました。

1) 子育て世代包括支援センター「kurumu」

単位（人日/年）

		平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	13,857	14,500
	確保の内容	13,857	14,500
実績値		13,857	11,297

子育て世代包括支援センター「kurumu」を子育て支援の拠点とし、広く町民に周知を図った結果、開設前と比較して利用者数は増加しました。

2) 産婦健診

単位（人回/年）

		平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	180	140
	確保の内容	180	140
実績値		104	133

子育て世代包括支援センター「kurumu」の開設に伴い、平成30年度より医療機関に委託し実施しています。

3) 産後ケアデイサービス

単位（人回/年）

		平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	192	192
	確保の内容	192	192
実績値		128	174

子育て世代包括支援センター「kurumu」の開設に伴い、平成30年度より町内の旅館等を利用し、直営で実施しています。

■妊婦健診事業

単位（人回/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,330	1,260	1,260	1,260	1,260
	確保の内容	1,330	1,260	1,260	1,260	1,260
実績値		979	824	1,100	990	1,204

妊婦健診事業は、実績値が計画値を大きく下回りましたが、どの年度もほぼ100%に近い受診率で、健診が必要な妊婦に必要な健診を提供できました。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位（人/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	95	95	90	90	90
	確保の内容	95	95	90	90	90
実績値		84	60	81	84	80

乳児家庭全戸訪問事業は、実績値が計画値を下回っているものの、どの年度もほぼ100%に近い実施率で、助産師等により必要な保健指導を提供できました。

■養育支援訪問事業

単位（人/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	3	3	3	4	4
	確保の内容	3	3	3	4	4
実績値		2	68	145	5	10

養育支援訪問事業は、年度によって支援の必要な家庭の数も違い、またニーズに合わせた支援の提供を行っているため、頻度や内容に伴う実績値となっています。

2 高浜町を取り巻く課題

課題1 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化等により、周囲から家庭が孤立してしまう状況が全国的にみられています。

ニーズ調査結果からは、子育てに地域の支えが重要だと思う人は9割ほどみられます。そのような中、地域ぐるみで子育てを支える体制や環境が整っていると感じている人や子育てに関する情報提供や相談体制が整っていると感じている人は増加してきていますが、さらなる充実が求められています。しかしその一方、地域との交流・共助には減少傾向がみられます。また、子育て支援の充実に期待していることについては、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいといった意見や安全な遊び場を増やしてほしいといった意見も多くみられ、子どもの居場所づくりの強化が必要です。

課題2 仕事と子育ての両立支援や子育て環境の整備

全国的な人口減少社会の到来を背景としながら、少子化の進行は深刻なものとなっており、少子化の歯止めとなりうるワーク・ライフ・バランスの実現が一つの課題となっています。

高浜町における女性の就業率は平成22年から平成27年にかけて上昇し、女性の社会進出が進んでいることがわかります。家庭の就労状況の変化により保育ニーズの増加が予測されることから、月齢の小さい子どもの受け入れ体制の整備も重要となります。また、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点に立ち、仕事と子育ての両立支援を強化していくことが必要です。

課題3 親子が健やかに過ごせるための支援の充実

乳幼児期は、子どもの自己肯定感を高め、主体性や創造性、協力してものごとに取り組む姿勢を身に付ける重要な時期です。また、子育てに対するストレス等を抱える親が増加傾向にある近年においては、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や母子の健康増進にむけた総合的な支援が求められています。

さらに、全国的な出生率低下や医療訴訟の増加等により、産婦人科が減少していることから、各医療機関との連携を深めていくことが重要であり、安心して妊娠・出産できる環境づくりが求められます。

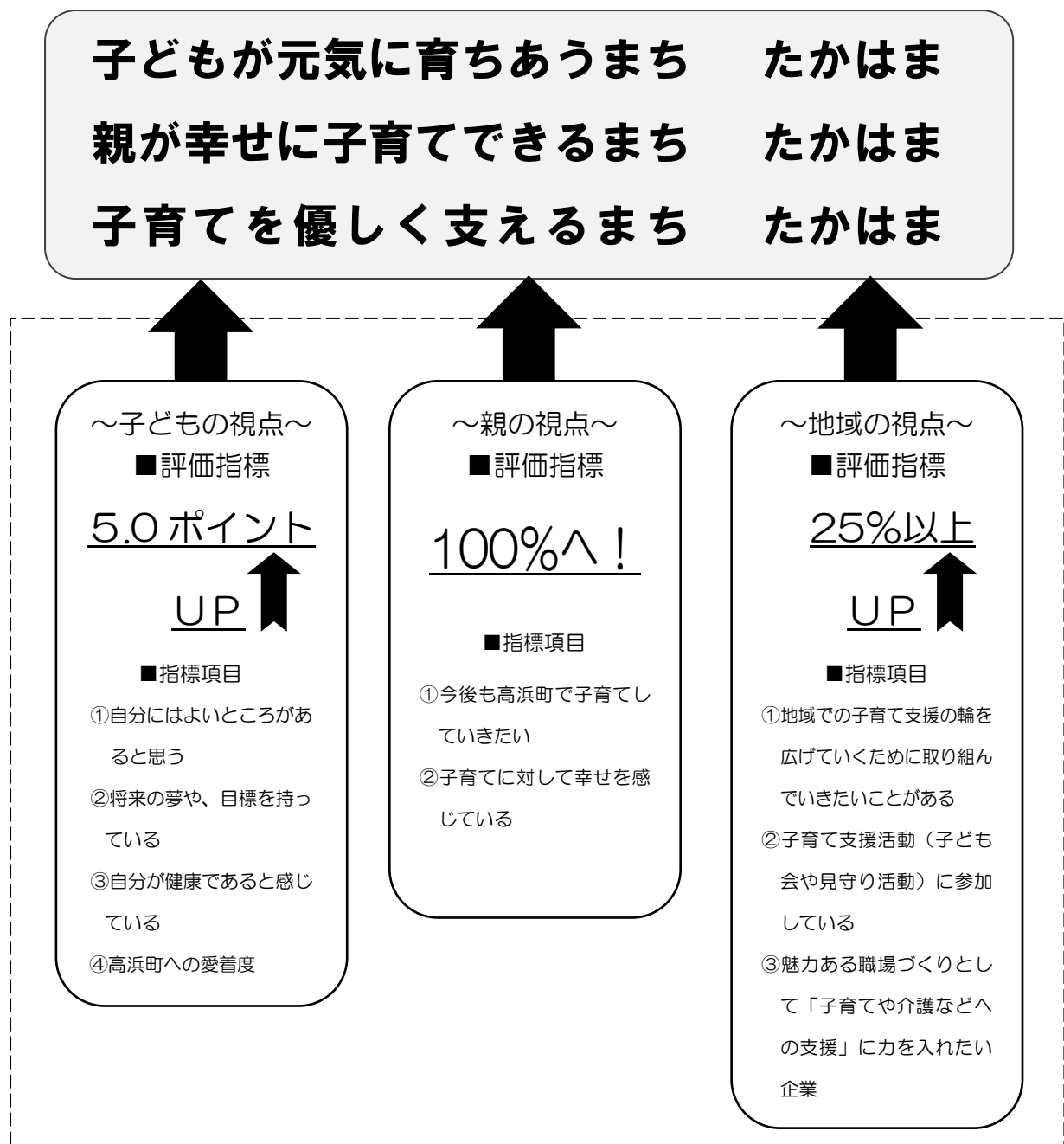
課題4 配慮を必要とする方への支援の充実

家庭や地域を取り巻く状況は変化し続けており、育児不安やストレス、地域からの孤立等から起こる児童虐待に端を発する事件や事故が後を絶ちません。また、ひとり親家庭等による経済面や教育面での格差をはじめとした子どもの貧困等が深刻化しています。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する観点から、虐待や貧困等家族の状況、障がい等の事情により、社会的な配慮の必要性が高い子どもや家庭を含め、それぞれの事情や状況に応じた適切な支援が求められています。

ニーズ調査結果からは、虐待や犯罪被害にあいにくいと思うと答えた人は5割ほどとなっている一方で、ひとり親家庭などの様々な状況にある家庭への支援や情報提供が充実していると思っている人は2割ほどとなっていることから、各関係機関とのさらなる連携強化や、配慮を必要とする方への制度等の周知拡大を行い、誰一人として取り残さないための支援の充実が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 目指すべきまちの将来像



子育て家庭を取り巻く環境の多様化が進む中、子どもや親一人ひとりの状況や思いに応じた子育てを実現することができるよう、引き続き子育て支援の充実を図ります。また、目指すべきまちの将来像の実現のため3つの視点ごとに評価指標と指標項目を設け、取り組みを進めていきます。

2 基本的な視点と評価指標

目指すべきまちの将来像をふまえ、次の3つを高浜町子ども・子育て支援事業計画における基本的な視点とし、総合的に施策を推進していきます。また、3つの視点ごとに設けた指標項目について、それぞれの目標値を設定し、他計画とも連携を図ります。

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの考えや利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人になって高浜町で「子どもを生み・育てたい」と思えるような取り組み、まちづくりを推進します。

指標項目	対象者	実績値	目標値	把握年	次期評価年	把握できる調査(担当課)
自分にはよいところがあると思うと答えた人(当てはまる・どちらかという当てはまる)の割合	小学6年生	68.1%	73.1%	令和元年	令和2年	全国学力・学習状況調査(教育委員会)
将来の夢や目標を持っていると答えた人(当てはまる・どちらかという当てはまる)の割合		89.1%	94.1%			
自分が健康であると感じている人(とても健康である・まあまあ健康であると答えた人)の割合	小学5年生	91.3%	96.3%	平成30年	令和5年	健康増進計画(保健福祉課)
	中学2年生	84.2%	89.2%			
高浜町への愛着度(好き・どちらかという好きと答えた方)の割合	小学5年生	85.8%	90.8%			
	中学2年生	92.1%	97.1%			

親の視点

核家族化や女性の社会進出等の進行により、子育てをしながら不安や孤独を感じる親が増えていく中、親が安心して子どもを生み・育てることができ、心から子育てを楽しむことができる環境の整備を推進します。

指標項目	対象者	実績値	目標値	把握年	次期評価年	把握できる調査(担当課)
今後も高浜町で子育てしていきたい人(感じる・どちらかというと思う)の割合	乳幼児健診対象保護者	94.2%	100.0%	平成30年	令和元年	健やか親子評価のための必須問診項目(保健福祉課)
子育てに対して幸せを感じる人(感じる・やや感じる)の割合	就学前児童保護者	99.1%		令和元年	令和6年	子ども・子育て支援事業計画(保健福祉課)
	小学生児童保護者	96.4%				

地域の視点

地域のつながりや支えあいが希薄化する中で「子どもは地域の宝」「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、社会全体が子育て家庭に目を向け、あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、子育て支援に関わっていける環境づくりを推進します。

指標項目	対象者	実績値	目標値	把握年	次期評価年	把握できる調査(担当課)	
今後、子育てを通じて地域の 人とつながり、子育て支援の 輪を広げていくために 取り組んでいきたいこと	18歳以上の 町内居住者	「地域の子どもや親子連れに対して、気軽に あいさつしたり声をかける」に取り組んでいき たいと答えた割合	65.3%	82.0%	令和元年	令和10年	総合計画(総合政策課)
		「地域の子どもが危険なことや悪いことを した時に注意する」に取り組んでいきたい と答えた割合	49.9%	62.4%			
		「地域の子育て家庭や子どもの話し相手・ 相談相手になる」に取り組んでいきたい と答えた割合	20.4%	25.5%			
		子育て支援活動 (子ども会や見守り活動)に 参加している割合	4.0%	5.0%			
魅力ある職場づくりを進める ために、今後、力を入れて いきたい取り組み	「子育てや家族の介護などへの支援」 と答えた割合	高浜町内に 事業所を置く 事業者	5.9%	7.4%			

3 基本目標

基本的な視点をふまえ、第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画における目指すべきまちの将来像実現のために、次の4つの基本目標を設定し、取り組んでいきます。

基本目標1 地域社会で子どもを育むまち

核家族化や地域のつながりの希薄化から、子育て家庭の悩み・不安の増大、孤立化が懸念されます。また、情報化の進展等、子どもが育つ環境もめまぐるしく変化しています。

子育ては個人や家庭のみで行われるものではなく、社会全体で行うものとして捉え、地域社会で子どもを育むまちを目指します。

基本目標2 安心して子どもを育てられるまち

多様な就労形態による共働き家庭が増加し、仕事と家庭の両立が大きな課題となっています。子育て支援サービスの充実を図るとともに、教育・保育サービスの充実等子育てしながら働きやすい環境の整備や、育児休業の取得等社会全体への啓発を図ることで、仕事と子育ての両立の支援ができるまちづくりを推進します。

また、子どもを健全に育てるための環境整備や犯罪等の被害から守るための活動等を推進し、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

基本目標3 親子が健やかに過ごせるまち

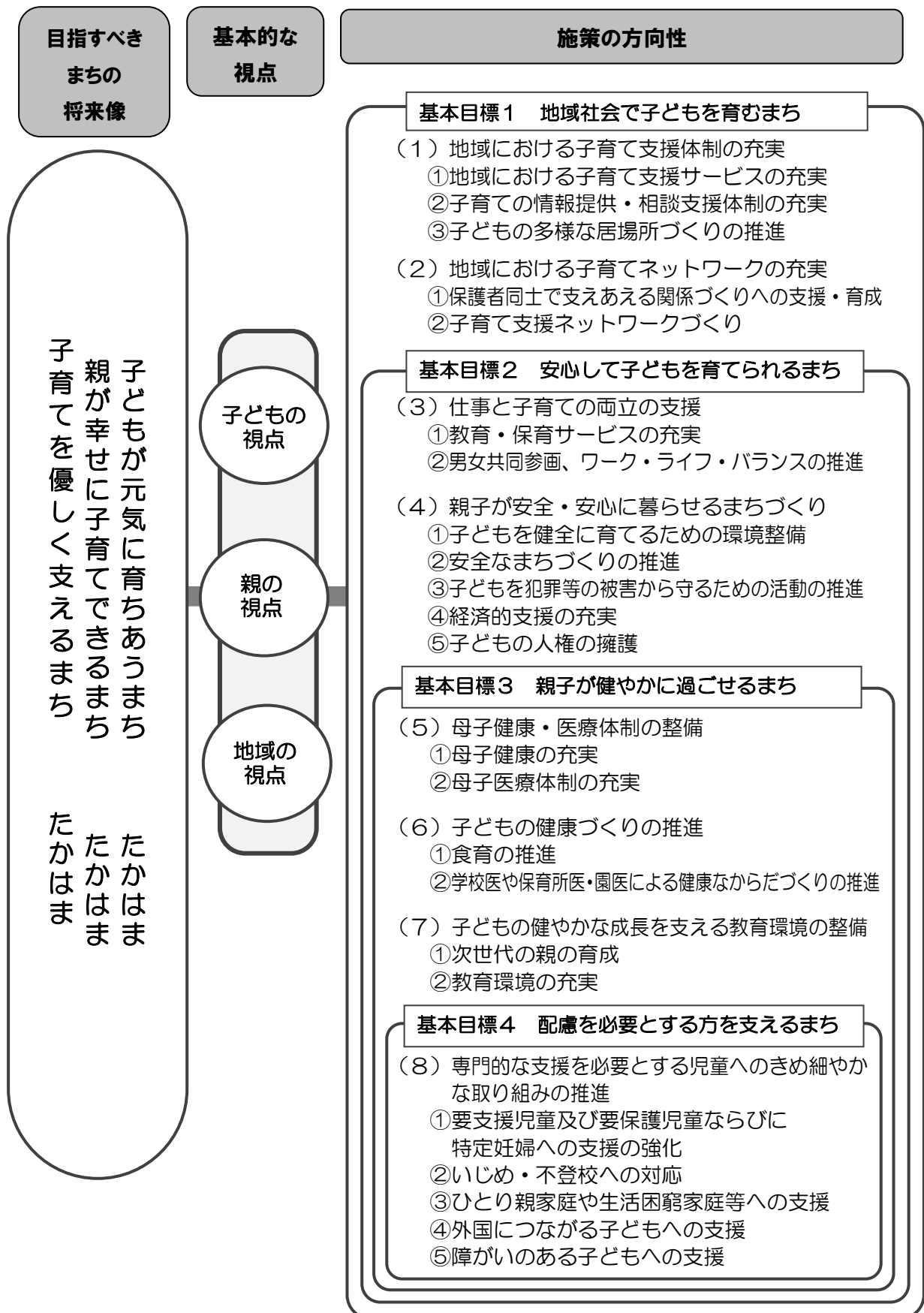
高浜町の豊かな自然と歴史・文化に富んだ環境や地域の人材等の資源を活かして、親子が豊かな心や健全な身体を育み、健やかに過ごすことが望めます。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談・支援を行う拠点である子育て世代包括支援センター「kurumu」における母子保健・医療体制の整備や子どもの健康づくりの推進、子どもの成長を支える親を含めた教育環境の整備、子育て支援の総合的な提供を行う認定こども園の整備を図ることで、親子が健やかに過ごせるまちを目指します。

基本目標4 配慮を必要とする方を支えるまち

ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭、生活困窮やいじめ、育てにくさに悩むすべての子育て家庭とその子どもに対して、子ども家庭総合支援拠点における一体的な支援の取り組みの推進を図ることで、配慮を必要とする方を支えるまちを目指します。

4 計画の体系図



5 重点施策

本計画では、保護者のニーズや現状及び課題をふまえ、今後5年間の子育て支援施策をより効果的に展開していくため、次の4つの方向性に基づき、重点施策を位置づけ、計画期間内に取り組んでいきます。

重点1 子育て家庭を支えるネットワークの充実

子育て支援の総合的な拠点として、子育て世代包括支援センター「kurumu」等における情報提供やサービスの利用支援、子育てに関する様々な相談支援の機能の充実を図ることで、子育て家庭を支援します。また、親子や親同士、地域の人との交流機会を促進し、子育てに関する悩みや不安の軽減を図ります。

【重点施策】

基本目標	施策の方向性		項目
1	(1)	①	◆子育て世代包括支援センター「kurumu」の機能の充実
	(2)	②	◆親子・親同士・地域との交流機会の充実
3	(5)	①	◆育児不安解消のための支援
			◆ゆとりある子育てのための支援

重点2 教育・保育サービスの充実

保育所の充実及び認定こども園化の推進を図るとともに、一時預かりをはじめとする教育・保育サービスにおける利用時間や実施箇所等の検討を進めます。さらに、認可外保育施設との連携、対応の強化を図りながら、保護者の多様な教育・保育ニーズに対応します。

【重点施策】

基本目標	施策の方向性		項目
2	(3)	①	◆保育所の充実及び認定こども園化の推進
			◆一時預かりの推進
			◆町内事業所との連携

重点3 子どもや親子の安全・安心な居場所づくり

交通道路や公共施設等、子どもや親子にやさしい生活環境を整備します。また、子どもや親子の安全・安心な遊び場・居場所の環境整備・創出を図るとともに、既存の公共施設の有効活用方法の検討等、子どもの遊び場・居場所の拡大を図ります。

子どもの放課後の過ごし方については、地域の多様な世代の人々とのつながりを生む取り組みを推進するなど、世代間交流につながる子どもの居場所づくりを進めていきます。

【重点施策】

基本目標	施策の方向性		項目
1	(1)	③	◆放課後の子どもの居場所づくり
2	(4)	①	◆公園等の身近な遊び場の整備
		②	◆安心して外出できる環境の整備

重点4 虐待のないまちづくりの推進

虐待に対する意識啓発や相談・防止体制の充実を図り、子どもに関わる人たちへの研修を行い、虐待の早期発見、支援の充実、そして虐待のないまちづくりを推進します。

【重点施策】

基本目標	施策の方向性		項目
4	(8)	①	◆子ども家庭総合支援拠点機能の強化
			◆一時保護等の措置解除後の子ども及び家庭への支援の充実
			◆虐待をしない、見逃さない社会づくり

第5章 施策の展開

基本目標 1 地域社会で子どもを育むまち

(1) 地域における子育て支援体制の充実

母子保健、子育て支援の一体的で切れ目のない体制で支援を進めてきたことから、子育て世代包括支援センターはワンストップの相談窓口として、また子育ての情報提供をする場として認知されています。しかし、核家族化の進行やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化等により、子育て世代が地域から孤立してしまう状況があります。今後は子育て世代包括支援センターを拠点とし、子育て世代にやさしい地域づくりを推進します。

①地域における子育て支援サービスの充実

重点1 子育て世代包括支援センター「kurumu」の機能の充実

行政や事業所等の子育て支援サービスを一元的に把握し、情報提供やサービスの利用・相談支援等の子育て支援の総合的な拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供していきます。また、子育て世代包括支援センター「kurumu」についての周知を行い、利用促進を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆親自身のセルフケア能力を維持向上させるための支援の充実

子育て世代包括支援センター「kurumu」において、妊娠期から子育て期にわたり、親が子どもを育てる力を育み、その力が最大限に発揮できるよう子育てに関する講座や相談、情報提供等を行います。

【主管課】保健福祉課

◆多様な主体との連携による子育て支援サービスの充実

高浜キッズこども園内にある地域子育て支援センターやボランティア・NPO等の多様な主体が行う子育て支援事業や活動との連携を図り、子育て支援サービスの充実を図ります。また、NPO設立に関する情報提供等を行い、多様な主体が子育て支援サービスに参入できる体制づくりを推進します。

【主管課】保健福祉課

◆主任児童委員、民生委員・児童委員活動との連携

あいさつ運動や見守り活動、保育所や児童センターへの訪問等の主任児童委員、民生委員・児童委員活動との連携を図り、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆子育てにおける他の組織との連携

社会福祉協議会、シルバー人材センター、婦人福祉協議会、観光協会、旅館や民宿など、これまで子育てに関することで連携したことのない組織とも、事業の実施を通し、子育て世代の現状や課題を共有し、地域における支援体制の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆全庁的な取り組みの推進

親が幸せに子育てできるまちとしていくため、関係各課が効果的に連携し、サービスと環境づくりの充実に努めます。

【主管課】総合政策課・保健福祉課

②子育ての情報提供・相談支援体制の充実

◆子育て情報の充実

子育ての相談窓口や支援の内容の情報等、子育てに関わるすべての人に対して役立つ情報が行き届くよう、ホームページや広報誌の内容の充実を図り、効果的な情報提供を行います。

【主管課】保健福祉課

◆相談支援体制の充実

サロンのような雰囲気でき、みんなが気兼ねなく相談できる場を設けます。また、児童福祉に関する専門的な相談窓口の周知を図るとともに、専門的な相談・指導に対応できる、保育カウンセラーやスクールカウンセラー等の確保に努めます。

【主管課】保健福祉課

③子どもの多様な居場所づくりの推進

重点3 放課後の子どもの居場所づくり

放課後の子どもの居場所づくりのため、学童保育（放課後児童クラブ）の実施体制の充実を図るとともに、国の「新・放課後子ども総合プラン※」に基づいた取り組みを展開します。また、公園の整備を進めるとともに、公民館との連携により、世代間交流の実施等地域とのつながりを意識した取り組みを進めます。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

◆子ども食堂の充実

地域の子どもたちや保護者が異世代交流のできる場として、地域コミュニティの拠点となる子どもの居場所づくりの充実を図ります。また、子どもたちの孤食の軽減や食の確保につなげます。

【主管課】保健福祉課

※共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の整備等を推進するための計画。

(2) 地域における子育てネットワークの充実

地域全体で子育てを支えていくため、子育て支援に関わる関係機関が連携を図るとともに、地域が子育てについて関心を持てるよう、情報発信を行います。また親子の交流や地域の交流等を通じ、一人で子育てを行うのではなく、地域全体で支えられていると感じられるよう、仲間づくりのネットワークの構築を進めます。

①保護者同士で支えあえる関係づくりへの支援・育成

◆保護者同士で支えあえる関係づくりへの支援

保護者の育児不安の解消や育児力の向上を図るため、講座や相談の場においても親同士がつながれる機会を設け、親同士の支えあえる関係づくりを支援します。また、育児サークルやボランティアが自立した活動ができるよう、運営・活動の支援を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆母子ボランティアの確保

母子保健事業等の際、託児を行うボランティアの確保を図るため、ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報提供を行います。

【主管課】保健福祉課

②子育て支援ネットワークづくり

◆地域全体の子育て意識の向上

地域の住民とも、子育て世代の現状や課題を共有する機会を設け、「地域全体で子育てを支える」という意識の向上を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆子育て支援ネットワークの構築

児童の健全育成事業に関わるすべての関係機関と連携を図り、情報共有やそれぞれの機関の役割を明確にし、子育てに関する様々な問題の解決を図ります。

【主管課】保健福祉課

重点 1 親子・親同士・地域との交流機会の充実

親子や親同士が気軽に集まり、交流を図ることができる機会を提供します。また、親子で参加できる地域の自主的な交流行事への支援や、世代間交流イベント等の実施を通じて、親子と地域の交流機会の促進を図ります。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

基本目標2 安心して子どもを育てられるまち

(3) 仕事と子育ての両立の支援

就労形態の多様化や女性の社会進出が進む中、仕事と子育ての両立は、重要な課題となっています。一時的に保育を必要とする人を含むすべての人が、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育サービスの提供・充実を図ります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる多様な働き方を選択できるよう、社会全体に対する男女共同参画への理解の浸透や、育児・介護休業法等の制度の普及・定着への働きかけに努めます。

①教育・保育サービスの充実

重点2 保育所の充実及び認定こども園化の推進

保育所への柔軟な受け入れ、入所需要に応じた定員の見直し、保育ニーズに対応した施設整備等、保育所の充実とともに認定こども園への移行を推進していきます。

【主管課】保健福祉課

◆へき地保育所の充実

へき地における保育ニーズに対応するため、へき地保育所の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆時間外保育の推進

時間外保育を実施する保育所や、長時間保育の時間の見直しを図り、時間外保育の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

重点2 一時預かりの推進

認可外保育施設との連携や一時預かりにおける実施体制の見直しを行い、無料チケットの配布を行うなど、引き続き、一時預かりの充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆学童保育（放課後児童クラブ）の充実

「待機児童なし」を維持するとともに、情報提供等利用者のニーズに応じた学童保育の充実を図ります。

【主管課】教育委員会

◆成長に応じた教育・保育の充実

児童一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育の充実を図るため、保育士や保育教諭の研修を実施します。

【主管課】保健福祉課

◆病児・病後児保育の充実

主に保育所等に通所している子どもが病気になった場合、保護者の代わりに適切な保育看護を行う病児・病後児保育を実施しています。引き続き、利便性の充実を図るとともに小学生の利用体制についても強化していきます。

【主管課】保健福祉課

**重点
2** 町内事業所との連携

事業所との連携による保育サービスの充実を図り、多様化する保育ニーズへの適切な支援を図ります。

②男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

◆男女共同参画の意識啓発

男女共同参画に関する講演会や広報誌・パネル展等による広報等を通じて、社会全体における固定的な性別役割分担意識を改め、男女がともに協力しあえるよう意識啓発を行います。

【主管課】住民生活課

◆働き方の見直しについての意識啓発

父親・母親ともに職業生活重視の考え方を見直すきっかけとなるよう、育児・介護休業法等の制度の趣旨や内容について周知を行います。

【主管課】保健福祉課

◆イクボスに関する取り組みの推進

全国運動であるイクボス（仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努める管理職、リーダー）の普及について、積極的に取り組みながら、事業者へのセミナーや合同宣言等の実施により、その裾野を広げることに努めます。

【主管課】総合政策課・産業振興課

(4) 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり

公園等の整備や既存施設の有効活用を通じて、子どもの安全な遊び場・居場所の確保を行うとともに、子育て家庭にやさしい環境の整備を行います。

また、子どもたちを交通事故や犯罪・災害から守るための取り組みや、近年全国的に家庭の経済的困窮による子どもの貧困が課題となっており、子育てに関する経済的支援の充実に努めることで、安心して子育てできるまちづくりを推進します。

①子どもを健全に育てるための環境整備

重点3 公園等の身近な遊び場の整備

公園等の維持管理や定期的な遊具の点検、周辺の外灯の設置等を実施し、子どもや親子が安全・安心に過ごせる居場所の確保を図ります。

また「高浜町コンパクトシティ構想」のもと、子どもや親子が安全・安心に過ごすことができる居場所の創出を図るとともに、既存の公共施設等を有効活用できるよう、適切な利用方法の周知を図るなど、子どもたちがお互いに安全に利用することができるしくみづくりを推進します。

【主管課】 関係各課

◆子育てにやさしい公共施設の整備

公共施設を子ども連れで利用しやすいよう、バリアフリー化に努め、ベビールームや授乳スペースの設置等、施設整備の充実を図ります。

【主管課】 建設整備課

◆学校施設の活用

学校の空き教室での学童保育（放課後児童クラブ）の実施や、グラウンド・体育館でのスポーツ少年団活動等、地域における身近な学校施設を有効活用した子どもの居場所づくりを推進します。

【主管課】 教育委員会

◆児童館・児童センターの活用

主に小学生の放課後や休日の居場所として活用を図りながら、施設の老朽化や安全な遊び場、居場所の確保等様々な課題があることから、敷地の拡張性や地域内の他の公共スペースと連携を検討し、地域交流の場となるよう計画的に移行、再整備を進めます。

【主管課】 建設整備課・住民生活課・保健福祉課

②安全なまちづくりの推進

重点 **3** 安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、安全な道路の維持・整備を図るとともに、カーブミラーや外灯の点検・設置の推進を図ります。

特に、通学路等子どもたちが多く通行する場所については、スクールゾーンとして子どもと住民がともに安全を意識することができるよう整備を進めます。

【主管課】防災安全課・建設整備課・教育委員会

◆交通事故防止対策の推進

子どもを交通事故から守るため、保育所・認定こども園や学校、関係機関等との連携のもと、交通指導員による交通安全教室の実施や反射材の配布等の啓発活動を実施し、交通事故防止対策を推進します。

【主管課】防災安全課

◆保育所・認定こども園の安全への配慮

保育所・認定こども園における老朽化した遊具・施設の点検整備を行い、安全な保育環境の改善に努めます。

【主管課】保健福祉課

③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

◆防犯の取り組みの促進

防犯の取り組みとして、「子ども110番の家」に協力していただくご家庭と子どもたちの日頃からの関わりを促進します。

【主管課】教育委員会

◆防犯活動の推進

防犯隊の夜警、啓発活動により、防犯思想の普及徹底を図るとともに、少年の非行防止・犯罪の予防等の活動に対する支援を行い、防犯活動の推進に努めます。

【主管課】防災安全課

◆災害・防犯への徹底

保育所や認定こども園において、定期的な避難訓練の実施等、災害や防犯に対する安全面の配慮、危機管理を徹底していきます。

【主管課】保健福祉課

④経済的支援の充実

◆経済的支援制度等の周知

両親の離婚等の様々な理由により、生活が困窮した子育て家庭に対し、関係機関より経済的支援制度についての周知を図ります。また、深刻な家庭においては個別による対応を行い、制度の利用促進を図ります。

【主管課】保健福祉課・住民生活課

◆子ども医療費の無料化

18歳までの子どもの医療費を助成し、保護者の経済的負担を軽減することで、適正な医療を確保し、子どもの健康増進を図ります。

【主管課】住民生活課

◆手当の支給

次世代の社会を担うすべての子どもの成長及び発達に資するため、児童手当や児童扶養手当等各種手当の適切な支給を実施します。

【主管課】保健福祉課・住民生活課

◆要保護・準要保護児童・生徒の援助

経済的理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育にかかる経費の一部を援助します。

【主管課】教育委員会

⑤子どもの人権の擁護

◆子どもの権利条約の普及活動

子どもの権利条約を周知させるため、パンフレットを作成・配布するなど、普及啓発活動に取り組めます。

【主管課】保健福祉課・住民生活課・教育委員会

◆子どもの人権に関する意識啓発

子どもの人権を守るため、各種行事や広報等を通じ、住民の意識向上に努めます。

【主管課】保健福祉課・住民生活課・教育委員会

◆人権教育の推進

人権教育を充実させるとともに、人権に関する講演会の開催や人権作品コンクールへの出品等あらゆる機会における啓発活動を行い、子どもたちの人権意識の向上を図ります。

【主管課】住民生活課・教育委員会

基本目標3 親子が健やかに過ごせるまち

(5) 母子保健・医療体制の整備

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その保護者も健康であることが重要です。妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期を通じて切れ目なく親子の健康が確保されるよう、母子保健・医療体制の整備を推進していきます。

①母子健康の充実

◆自主的な健康づくりの啓発

疾病の予防・早期発見、緊急時の対処法や事故防止等の知識について、母子健康手帳交付時、健康診査、育児相談、家庭訪問等の様々な機会における情報提供を行います。また、緊急時の対処法について、学ぶことができる講座の開催等の意識啓発を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆健康支援の徹底

必要な時に必要な支援が受けられるよう、健康診査、健康相談、家庭訪問等、母子の健康支援を実施します。また、取り組み評価の反映や関係職種との連携を図り、支援の内容と質の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆次世代の健康づくりの推進

「たかはま健康チャレンジプラン」のもと設定された「子どもたかはま健康づくり10か条」に基づき、妊娠期から中学生までの子どもの発達段階に応じた取り組みを進めます。

【主管課】保健福祉課

重点1 育児不安解消のための支援

妊娠期から乳幼児期への継続した相談体制や情報提供の充実、保護者同士の交流の場を設けるなど、関係機関との連携を図りながら、保護者の育児不安解消に向けた支援を行います。

とりわけ妊娠期は、今後の子育てに向けて、親になる準備を行う重要な時期であることから、「両親面接」等を通し、夫婦で妊娠・出産・子育てについて考え話しあえる家族を含めた支援を進めます。

また、保護者が慣れない育児や環境の変化で心身の負担が高まる産後は、「産後ケア」等を通し、相談支援体制を強化し、母を癒すことで子育てのスタートに喜びを感じられるよう支援します。

【主管課】保健福祉課

◆自主的な健康づくりの啓発

疾病の予防・早期発見、緊急時の対処法や事故防止等の知識について、母子健康手帳交付時、健康診査、育児相談、家庭訪問等の様々な機会における情報提供を行います。また、緊急時の対処法について、学ぶことができる講座の開催等の意識啓発を図ります。

【主管課】保健福祉課

重点1 ゆとりある子育てのための支援

専門的な相談支援に加え、公民館等において育児経験者と育児中の親が話せる場を設けるなど、地域の支援によって保護者が精神的にゆとりのある子育てを行えるよう支援します。また、保護者のストレスが高まる時期には、リフレッシュしたり、自分の時間が確保できるよう啓発し、一時預かり保育を積極的に利用できるよう支援します。

【主管課】保健福祉課

◆安全で快適な妊娠・出産への支援

安全で安心な出産ができるよう、専門職の面接や家庭訪問等によりリスクの早期把握に努め、早期支援につなげます。また、妊婦健診費用の助成を実施し、保護者の経済的負担を軽減します。

【主管課】保健福祉課

◆産婦に対する支援

産婦健診費用の助成を実施し、医療機関との連携により、サポートの必要な母の早期把握に努め、早期支援につなげます。また、乳房ケア費用の助成を実施し、早期に専門の機関につなげ授乳の負担を軽減します。

【主管課】保健福祉課

②母子医療体制の充実

◆母子医療サービスの充実

気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムを活用し、町内や近隣市町の医療機関と連携を図り、支援の必要な母子を適切に把握し、切れ目のない支援ができるよう、体制の整備・充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆感染症の予防

保護者への予防接種に関する正しい知識の普及に努め、接種を受けやすい環境づくりを推進します。

【主管課】保健福祉課

(6) 子どもの健康づくりの推進

教育・保育施設や学校における健康づくりは、次世代の健康づくりとして極めて重要です。妊娠期から中学生までの子どもに関する機関で構成する「子どもの健康づくり検討委員会」において情報・意識共有を図り「子どもたかはま健康づくり 10 か条」を推進していきます。また子どもの健康づくりを通じ、保護者や家族へ健康づくりを波及させていきます。

①食育の推進

◆食に関する指導・支援の充実

健康診査や育児相談等を通じて、乳幼児期からの望ましい食習慣の理解・定着に努めます。また、家庭の食習慣については、親子や次世代の親を対象とした食育教室等の実施を通じ、家族ぐるみの食に関する健康づくりを推進します。さらに、「たかはま健康チャレンジプラン」のもと設定された「子どもの健康づくり検討部会」での活動を通じ、地域ぐるみの継続的な取り組みを推進します。

【主管課】保健福祉課

◆保育所・学校給食における食育の推進

行事食や郷土料理、地場産食材を取り入れた保育・学校給食の充実を図り、児童・生徒における食育を推進するとともに、保護者に対する食への理解を深め、家庭における食育の推進を図ります。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

◆保健・教育等の連携の活性化

地元食材納入者や生産者、食育ボランティア等の様々な関係機関との連携を図り、食育活動の充実を図ります。また、保育所、小学校、家庭等が連携を図り、食物アレルギーの問題等、子どもの成長・発達段階に合わせた食事のメニューを提供します。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

◆食に関する学習機会の充実

学校や保育所における授業や活動において、高浜町の特産品や産業を活かした収穫・加工体験等の食育に関する取り組みの充実を図ります。

【主管課】産業振興課

②学校医や保育所医・園医による健康なからだづくりの推進

◆健康なからだづくりに関する学習機会の充実

学校や保育所と連携し、授業や活動の機会を捉えながら、学校医や保育所医・園医による健康なからだづくりに関する取り組みの充実を図ります。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

(7) 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

教育は、人間形成として必要な資質を養うとともに、豊かな個性や社会性を培うための学力と健やかな身体、広い心を育てる重要な役割を担っています。次代の担い手である子どもが、未来への夢や目標を抱き、信頼される人として育ていけるよう、今後も基礎的な知識や技術の習得・向上とともに、豊かな心や生きる力を育み、子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備を推進していきます。

①次世代の親の育成

◆乳幼児とふれあう場づくりの推進

学校や地域、関係機関等の連携により、小中高生と妊婦・産婦・乳幼児とのふれあいの場を提供し、子どもたちの生命の大切さや、父性・母性を養う機会の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆心を育む教育の推進

乳幼児期からの絵本の読み聞かせやブックスタート事業等、親子の読書活動やふれあい遊び等の機会創出の推進を通じ、親子のつながりを深めます。

【主管課】教育委員会・保健福祉課

◆子育てについての知識の習得

小中高生に対し、町の子育て支援サービス・事業についての情報や、健全な妊娠・出産に関する情報提供等を通じて、若年層からの子育てに関する知識の習得を支援します。

【主管課】保健福祉課

◆家庭教育に関する学習機会の創出

家庭教育講演会の実施等、親が子どもを健やかに育てる知識や、家庭教育における重要性を学ぶことができる機会の創出を推進します。

【主管課】教育委員会

◆喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

小中高生やその保護者に対し、未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について、専門家による研修の実施等を通じ、正しい知識の啓発に努めます。また、町内事業所との連携を図り、未成年者へのたばこ・酒類の販売禁止に取り組みます。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

◆結婚への支援

地域における若者の出会いや交流の場の提供、結婚に関する相談窓口を関係団体等と連携して設けるなど、結婚のための支援を行います。また、本町に定住を決めた新婚夫婦に対して結婚をお祝いするとともに、経済的な支援を図るためにお祝い金を支給します。

【主管課】総合政策課・保健福祉課

②教育環境の充実

◆家庭教育に関する相談体制の充実

親の家庭教育に関する悩みに対応できるよう、保育所、学校等と連携を図り、子育て支援センターや保健福祉課における相談体制の充実に努めます。

【主管課】保健福祉課

◆学習環境の充実

小中学校におけるICT機器を活用した授業や課外活動の実施等、社会状況に応じた学習環境の充実に努めます。

【主管課】教育委員会

◆少年非行防止活動への支援

青少年愛護センターを中心とした補導活動を実施します。また、青少年の非行防止のため関係機関の情報共有を図ります。

【主管課】教育委員会

◆子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の安全・安心な生活環境を確保するため、青少年が陥りやすいインターネット関係の問題について、予防対策講座等を実施します。また、不適切な性や暴力等を含む有害図書等については、町内事業所との連携を図り、調査・指導を行います。

【主管課】教育委員会

◆就学前から小学校への円滑なつながりの確保

就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育士と小学校教諭の合同研修や情報交換等を実施します。

また福井県が平成26年度に策定した、5歳児から小学校1年生の2年間に焦点をあてた「学びに向かう力」の育成を目指す「福井県保幼小接続カリキュラム」を活用し、それぞれの保育所と小学校がともに交流・連携活動について検討及び実践するためのしくみを構築します。

【主管課】教育委員会

③児童の健全育成の充実

◆生涯学習推進体制の充実

子どもたちの好奇心や教養を高める機会や世代間交流の機会として、地域の公民館等で開催される生涯学習講座について、地域と学校との連携による充実に努めます。

【主管課】教育委員会

◆スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ少年団等の幅広いスポーツ活動の展開とともに、海洋レクリエーション教室等の地域資源を活かしたレクリエーション活動を推進し、心身ともに健全な育成を図ります。

【主管課】教育委員会

◆郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実

歴史遺産を活用した学校の課外授業の実施や企画展の開催等、高浜町における郷土の歴史や文化財とふれあう機会の充実を通じて、子どもたちの郷土への誇りと愛着の醸成を図ります。

【主管課】教育委員会

◆青少年の健全育成の充実

地域における青少年関係団体の連携のもと、「ふれあい広場」のような世代間交流イベント等の実施を通じ、親子と地域の交流機会の促進を図り、子どもたちを地域で見守り、地域で育てる気運の醸成を図ります。また、子どもをはじめ、保護者、地域住民の「あいさつ」や「交通安全」等のマナーに関する意識の向上を目指し、交通安全推進員による教室の実施や街頭活動を展開するなど、意識啓発に関する取り組みを推進します。

【主管課】教育委員会・防災安全課

◆図書館の充実

親子の読書活動を推進するため、図書館ボランティアによる紙芝居や絵本の読み聞かせ、小学校の学級文庫への図書の貸出等を通じて、図書館利用の促進を図ります。

【主管課】教育委員会

◆次世代の健康づくりの推進

「たかはま健康チャレンジプラン」のもと設定された「子どもたかはま健康づくり 10 か条」に基づき、妊娠期から中学生までの子どもの発達段階に応じた取り組みを進めます。

【主管課】保健福祉課

基本目標 4 配慮を必要とする方を支えるまち

(8) 専門的な支援を必要とする児童へのきめ細やかな取り組みの推進

高浜町では、児童虐待やいじめ等の問題に対する予防や早期発見・対応に向けて、社会全体の意識啓発や関係機関の連携による継続的な支援体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭への自立支援や障がいのある子どもへの支援等、きめ細やかな支援体制を整備します。

① 要支援児童及び要保護児童ならびに特定妊婦への支援の強化

重点4 子ども家庭総合支援拠点機能の強化

子ども家庭総合支援拠点（小規模A型）を保健福祉課に置き、コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家族及び妊婦等を対象としてその福祉に関し必要な支援に関わる業務を行います。

また、その支援にあたっては子育て世代包括支援センターと一体的な取り組みを行うことで、包括的・継続的な支援に努めます。

特に、児童虐待予防・防止及び対応（要支援児童及び要保護児童ならびに特定妊婦への支援）に関しては、支援拠点が中核となって児童相談所ならびに関係機関と連携し、必要な支援を行うとともに、児童福祉法第25条2第5項に基づく、支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握、児童相談所、関係機関との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担います。

なお、支援拠点においては、小規模A型の最低水準である常時2名以上の専門職（保健師、家庭相談員、保育士等）を配置します。また、心理側面からのケアとして心理専門員によるカウンセリングの機会を持ちます。要支援児童及び要保護児童等への支援においては、スーパーバイザーを置き適宜ケースの客観的な見立てと支援に関する助言等の機会を持ち、虐待発生予防及び支援の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

重点4 一時保護等の措置解除後の子ども及び家庭への支援の充実

児童相談所が一時保護または施設入所等の措置を解除した後の子どもが地域で安定した生活が送れるよう、児童相談所と解除前の早い段階から、関係機関を交えて家庭復帰について協議を行い、解除後は定期的な訪問や相談を受けるなどアフターケアを行います。また、非行相談や里親、養子縁組等の制度の活用については、警察をはじめ関係機関と連携しながら、子どもとその保護者が地域において生活を続けられるよう支援します。

【主管課】保健福祉課

**重点
4****虐待をしない、見逃さない社会づくり****◆児童虐待防止のための広報・啓蒙活動**

児童虐待防止推進月間等を通し、社会全体が児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう広報・啓蒙活動を実施します。

【主管課】保健福祉課

◆子どもに関わる学校・保育所職員等に対する研修

児童虐待に対する理解を深め、適切な対応ができるよう、子どもに関わる学校・保育所等職員、民生委員等に対する研修会を実施します。

【主管課】保健福祉課

②いじめ・不登校への対応**◆子ども悩み相談の充実**

いじめや不登校等の悩みを抱える児童・生徒に対して、学校に配置されている相談員や教員が情報共有を密に行うとともに、積極的にコミュニケーションを取ることで相互理解を深め、不登校対策等の協働体制を構築します。

また、心の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者の様々な悩みに対し、専門的な知識によって、より丁寧な対応を実践していきます。

【主管課】教育委員会

◆家庭・学校・地域・関係機関との連携

青少年問題協議会の定期的な開催等により、家庭・学校だけではなく地域・関係機関との連携を図り、青少年を取り巻く問題に対して、総合的な対応を行います。

【主管課】教育委員会

③ひとり親家庭や生活困窮家庭等への支援**◆相談・支援活動の充実**

ひとり親家庭に対して、町内の母子寡婦連合会等との連携を図り、県や母子家庭等就業・自立支援センター等の就業支援制度を紹介するなど、ひとり親家庭の生活一般及び自立生活に必要な相談・情報提供の充実に努めます。

【主管課】保健福祉課

④外国につながる子どもへの支援・配慮**◆外国につながる子ども等への支援・配慮**

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人児童、両親が国際結婚の子どもなどに対して、適切な支援・配慮を行います。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

⑤障がいのある子どもへの支援

◆相談体制の充実

保育カウンセラー事業や児童発達支援事業所、障がい児相談支援事業所等による相談対応等、発達の遅れや障がいのある子どもの保護者にとって、身近な相談窓口の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆専門職員の確保

保護者の安心や、子どもの言動の理解と個々に合わせた対応につなげるため、言語聴覚士や発達相談員、臨床心理士等の専門職の確保に努めます。

【主管課】保健福祉課

◆関係機関との調整

発達支援や就学支援等に対して、関係機関や保護者との連携体制の充実を図るとともに、スムーズな連絡調整のしくみづくりを推進します。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

◆連携体制の確立

困難事例におけるケース検討については、若狭地区障害児・者自立支援協議会による協議を行うなど、広域的な連携体制の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆障がい児保育・教育の推進

障がいのある子どもが身近な地域で、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、受け入れ態勢の整備や研修等による職員の専門性の向上、加配職員・支援員の配置等、保育・教育の充実を図ります。

また、特別支援教育については、個別の支援計画に基づき、就学前から小中学校卒業までの一貫した支援体制の整備に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を定期的開催し、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の支援方法等の検討を行います。

【主管課】保健福祉課・教育委員会

◆療育体制の充実

障がいのある子どもが、保育所や学校等の集団生活をともに送ることができるよう、就学前より、相談・療育指導・各種専門療法・リハビリテーション等のサービスが利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の療育提供体制の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆障がい児施策の推進

「高浜町障害児福祉計画」に基づき、一人ひとりに応じたきめ細かな相談体制の充実や障がい児保育及び特別支援教育等の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆医療的ケア児とその家族への支援体制の充実

人工呼吸器を装着している障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が、地域で安心して暮らしていくことができるように、医療的ケア児等の支援に携わる保健・医療・福祉・教育・子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、地域全体で医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討を行います。

また、各種サービスの紹介や各関係機関との連携等を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、在宅生活における医療的ケア児等とその家族への支援体制の充実を図ります。

【主管課】保健福祉課

第6章 事業量の確保及び確保方策について

1 事業量の確保及び確保方策についての基本的な考え

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

高浜町においては、1か所で全町的な利用ニーズに対応している事業等も多く、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育を必要とする子どもが認可外保育施設や幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育、一時預かり事業等を利用する場合に、利用料の一部を助成する、子育てのための施設等利用給付が新たに始まりました。保護者が安心して保育施設等を利用できるよう円滑な実施に努めます。

2 子どもの人口の推計

平成27年～平成31年（各年3月末時点）の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行った結果は、次の通りとなっています。

■年齢別子どもの人口推計

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	76	74	73	71	69
1歳	87	79	77	76	74
2歳	94	85	77	75	74
3歳	64	89	80	73	71
4歳	80	65	90	81	73
5歳	71	81	65	90	81
就学前児童計	472	473	462	466	442
6歳	79	69	78	63	88
7歳	85	79	69	78	63
8歳	80	85	79	68	78
9歳	79	79	84	78	68
10歳	97	78	78	83	77
11歳	88	97	78	78	83
小学生計	508	487	466	448	457
総計	980	960	928	914	899

3 教育・保育の量の見込み・確保方策

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子ども・子育て支援法に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて次の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

■認定区分と提供施設

	0～2歳	3歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ●専業主婦(夫) ●短時間の両親共働き (フルタイム×短時間パートタイム パートタイム×短時間パートタイム) ●両親共無業 	<p style="text-align: center;">3号認定</p> <p>(小学校就学前の子どもであつて、家庭において必要な保育を受けることが困難である者)</p> <p style="text-align: center;">保育所、認定こども園、 地域型保育事業</p> <p style="text-align: center;">【第19条第1項第3号】</p>	<p style="text-align: center;">1号認定</p> <p>(小学校就学前の子どもであつて、2号認定子ども以外の者)</p> <p style="text-align: center;">幼稚園、認定こども園</p> <p style="text-align: center;">【第19条第1項第1号】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭 ●両親共働き (フルタイム×フルタイム フルタイム×長時間パートタイム パートタイム×長時間パートタイム) 	<p style="text-align: center;">3号認定</p> <p>(小学校就学前の子どもであつて、家庭において必要な保育を受けることが困難である者)</p> <p style="text-align: center;">保育所、認定こども園、 地域型保育事業</p> <p style="text-align: center;">【第19条第1項第3号】</p>	<p style="text-align: center;">2号認定</p> <p>(小学校就学前の子どもであつて、家庭において必要な保育を受けることが困難である者)</p> <p style="text-align: center;">保育所、認定こども園</p> <p style="text-align: center;">【第19条第1項第2号】</p>

【量の見込み】

■教育

単位(人/年)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み(必要利用定員総数)	6	1	7	11	1	12	20	1	21
②確保の内容	幼稚園・認定こども園								
	15	0	15	15	0	15	25	0	25
②-①	9	▲1	8	4	▲1	3	5	▲1	4

	令和5年度			令和6年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み(必要利用定員総数)	20	1	21	20	1	21
②確保の内容	幼稚園・認定こども園					
	25	0	25	25	0	25
②-①	5	▲1	4	5	▲1	4

【提供体制、確保方策の考え方】

○教育ニーズについて、私立認定こども園による提供体制を確保します。

○公立保育所においても、教育ニーズに対応できるよう、認定こども園への移行に向けて取り組みます。

■保育

単位(人/年)

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	
① 量の見込み (必要利用定員総数)	204	26	105	228	27	105	214	28	99	
②確保の内容	保育所・ 認定こども園	247	26	107	247	26	107	237	26	107
	地域型保育 事業	0	2	11	0	2	11	0	2	11
②-①	43	2	13	19	1	13	23	0	19	

	令和5年度			令和6年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	
① 量の見込み (必要利用定員総数)	222	28	98	205	27	96	
②確保の内容	保育所・ 認定こども園	237	26	107	237	26	107
	地域型保育 事業	0	2	11	0	2	11
②-①	15	0	20	32	1	22	

【提供体制、確保方策の考え方】

- 公立保育所及び私立認定こども園の利用定員数を確保方策の人数としています。定員数が計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、確保体制は整っているといえます。
- 令和4年度以降、公立保育所においても、認定こども園への移行に向けて取り組みます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

【量の見込み】

■地域子ども・子育て支援事業

		単位	量の見込み				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
時間外保育事業		人／年	33	33	32	32	31
放課後児童健全 育成事業	合計	人／年	154	147	146	136	142
	1年生		42	37	42	34	47
	2年生		40	38	33	37	30
	3年生		36	38	36	31	35
	4年生		20	20	21	20	17
	5年生		14	12	12	12	11
	6年生		2	2	2	2	2
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日／年	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人回／月	1,086	1,006	960	938	917
一時預かり事業	幼稚園での 預かり保育	人日／年	104	156	208	208	208
	その他の 一時預かり		340	341	333	336	319
病児・病後児保育事業		人日／年	179	180	176	177	168
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)		人日／週	0	0	0	0	0
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1
子育て世代包括支援センター 「kurumu」		人日／年	17,280	17,280	17,280	17,280	17,280
健診事業	妊婦健診	人回／年	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	産婦健診	人回／年	180	180	180	180	180
	産後ケア デイサービス	人回／年	192	192	192	192	192
乳児家庭全戸訪問事業		人／年	77	81	80	78	75
養育支援訪問事業		人／年	2	2	2	2	2

①時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日ならびに時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

【量の見込み】※再掲

■時間外保育事業

単位(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	33	33	32	32	31
②確保の内容	33	33	32	32	31
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 保育標準時間の保育を実施する中で対応します。
- 現在、2か所で実施しており、さらなる時間外保育事業の実施については、今後のニーズの動向を見極めながら検討します。

②放課後児童健全育成事業

小学校児童で放課後、保護者の就労等により、家庭での適切な保護指導が困難な状態となっている児童を対象に、児童の健全育成を推進するための学童保育（放課後児童クラブ）を実施する事業です。

【量の見込み】※再掲

■放課後児童健全育成事業

単位(人/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	合計	154	147	146	136	142
	1年生	42	37	42	34	47
	2年生	40	38	33	37	30
	3年生	36	38	36	31	35
	4年生	20	20	21	20	17
	5年生	14	12	12	12	11
	6年生	2	2	2	2	2
②確保の内容		165	165	165	165	165
②-①		11	18	19	29	23

【提供体制、確保方策の考え方】

- 現在、小学校区ごとの4か所で実施しており、今後見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。
- 発達障がい等支援を必要とする子どもに対しては、関係機関と連携をとりながら、きめ細やかな対応を図ります。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

【量の見込み】※再掲

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

単位（人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内においては実施施設がなく、過去の利用実績及び計画期間中のニーズにも見込まれていませんが、利用の要望があった場合には広域圏での委託施設により対応します。

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】※再掲

■地域子育て支援拠点事業

単位（人回／月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,086	1,006	960	938	917
②確保の内容	1,086	1,006	960	938	917
②－①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○子育て世代包括支援センター「kurumu」、高浜キッズこども園内にある地域子育て支援センターの2か所において、引き続き、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場やイベント等の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前広場等を実施し、子育て支援を進めます。

⑤一時預かり事業

幼稚園在園児に対する一時的な預かりや、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み】※再掲

■一時預かり事業

単位(人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	104	156	208	208	208
	②確保の内容	104	156	208	208	208
	②-①	0	0	0	0	0
その他の一時預かり	①量の見込み	340	341	333	336	319
	②確保の内容	340	341	333	336	319
	②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○幼稚園での預かり保育については、私立認定こども園で対応します。

○その他の一時預かり（保育所等での預かり保育）のニーズについては、現行の認可保育所3か所・広域での認可外保育施設2か所で実施しており、現体制で対応可能です。

⑥病児・病後児保育事業

病气中または病気の回復期で、幼稚園や保育所に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病する人がいない子どもを、病院等で一時的に保育する事業です。

【量の見込み】※再掲

■病児・病後児保育事業

単位(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	179	180	176	177	168
②確保の内容	179	180	176	177	168
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、1か所で実施しています。ニーズに対応できるよう医療機関と連携し、現状での実施体制を軸に、当日利用できる等の更なる充実を図ります。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

子育てに関する援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業です。

【量の見込み】※再掲

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(人日/週)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内においては実施しておらず、計画期間中のニーズが見込まれないものの、子どもたちが安全に安心して放課後の時間を過ごすことができるよう、子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

⑧利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込み】※再掲

■利用者支援事業

単位(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○子育て世代包括支援センター「kurumu」において、子育ての相談窓口の情報等、子育てに関わるすべての人に対して役立つ情報が行き届くよう、関連情報の集約・発信や関係施設・機関との連絡調整に努め、サービスと環境づくりの充実を図ります。

【量の見込み】※再掲

1) 子育て世代包括支援センター「kurumu」

単位(人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	17,280	17,280	17,280	17,280	17,280
②確保の内容	17,280	17,280	17,280	17,280	17,280
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 令和2年度より、相談支援の充実・父親の育児参加を支援するため、休日の開館を行います。
- そのため積極的な利用周知とともに、安心して利用してもらえるよう実施体制を確保します。

⑨健診事業

妊娠中、産後の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊産婦の健康管理を目的として実施する健康診査事業です。

【量の見込み】※再掲

1) 妊婦健診

単位(人回/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保の内容	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 医療機関の協力のもと、見込まれるニーズ量に対応できる提供体制を確保します。
- 今後も妊婦健康診査受診票を交付し、有効に活用してもらうことで妊婦の健康増進と経済的負担の軽減を図ります。

【量の見込み】※再掲

2) 産婦健診

単位(人回/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	180	180	180	180	180
②確保の内容	180	180	180	180	180
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 医療機関の協力のもと、見込まれるニーズ量に対応できる提供体制を確保します。
- 今後も医療機関との連携を密にし、切れ目ない支援が実施できるように努めます。

【量の見込み】※再掲

3)産後ケアデイサービス

単位(人回/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	192	192	192	192	192
②確保の内容	192	192	192	192	192
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

- 町内の旅館や民宿の協力のもと、見込まれるニーズ量に対応できる提供体制を確保します。
- 現在は直営のみの実施ですが、地域に開業助産院などが充実し環境が整えば、委託し実施していくことも検討していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業です。

【量の見込み】※再掲

■乳児家庭全戸訪問事業

単位(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	77	81	80	78	75
②確保の内容	90	90	90	90	90
②-①	13	9	10	12	15

【提供体制、確保方策の考え方】

- 今後も助産院等により訪問し、産後の母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する相談や情報提供等を行います。

⑪ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業や関係機関等からの情報収集等により、把握した養育困難家庭で養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、委託事業所等による育児・家事の援助または保健師等による相談・指導を実施し、安定した養育を行えるように支援します。

【量の見込み】※再掲

■養育支援訪問事業

単位(人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策の考え方】

○今後も保健師や家庭相談員等により、養育支援が必要な家庭について、個人の支援計画を立て必要なサービスを調整します。定期的に事業内容を評価し、必要であれば関係機関と今後の支援計画について、協議・調整していきます。

⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保育所や認定こども園等の保育料については、国が定める公定価格をもとに、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

【提供体制、確保方策の考え方】

○保育所や認定こども園等に入园している子どもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助していきます。

⑬ 多様な主体が参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。

その一方で、新たに開設された施設や事業所が、安定かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要となります。

本事業は、新規施設事業所が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

○国、県等の動向をふまえながら、今後の必要性について検討していきます。

第7章 計画の推進体制

1 多様な主体との連携による推進

本計画は、行政だけでなく、様々な分野との関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

また、地域住民が、子どもが地域社会とのつながりによって健やかに育まれることを認識し、子育ての意義や重要性について関心を深め、様々な取り組みに主体的に関わっていきけるよう、しくみづくりを推進します。

2 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を町の広報誌やホームページを活用し、公開してきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成、配布等を通じた周知拡大・啓発に努めます。

3 進捗管理・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していきます。

資料編

1 子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査実施概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎資料として、保育ニーズや高浜町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：高浜町全域
- 調査対象者：高浜町在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
高浜町在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 373 人、小学生児童 376 人を抽出
- 調査期間：令和元年6月12日（水）～6月21日（金）
- 調査方法：保育所、小学校等へ直接配布・回収
就学前及び小学生の一部については、郵送配布・郵送回収

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	373	245	65.7%
小学生児童	376	312	83.0%
合計	749	557	74.4%

2 高浜町子ども・子育て会議設置要綱

高浜町子ども・子育て会議設置要綱

(平成 26 年 5 月 13 日告示第 6 4 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、高浜町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 子ども・子育て支援施策に関する事項
- (3) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 子ども・子育て支援事業関係者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 行政関係機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

3 高浜町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略 ◎委員長 ○副委員長)

	氏名	所属及び役職等	区分
1	◎小幡 憲仁	高浜町議会	関係団体の代表者
2	○村宮 博明	高浜町民生委員児童委員協議会	
3	小島 真弓	NPO 法人おひさま代表	子ども・子育て支援 事業関係者
4	諸江 由紀子	若狭高浜病院附属 病児・病後児保育施設 サン・スマイル	
5	武村 享導	高浜町保育所連合会長	子どもの保護者
6	端中 香	高浜保育所母親クラブ会長	
7	正木 久康	高浜町PTA連合会長	
8	土井 聖栄	高浜町教育委員会事務局	行政関係機関の職員
9	谷 裕子	高浜保育所長	
10	小谷 京子	和田保育所長	

4 計画策定の経過

日付	内容
令和元年5月30日	第1回 高浜町子ども・子育て会議 ●第2期子ども・子育て支援事業計画策定について (第1期計画の成果、実績報告・第2期計画スケジュール、ニーズ調査について)
令和元年6月12日 ～6月21日	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の実施
令和元年9月18日	第2回 高浜町子ども・子育て会議 ●第2期子ども・子育て支援事業計画策定について (ニーズ調査結果報告・計画骨子案について) ●幼児教育の無償化について
令和元年11月26日	第3回 高浜町子ども・子育て会議 ●第2期子ども・子育て支援事業計画策定について (計画素案について)
令和2年2月3日 ～2月14日	パブリックコメントの実施
令和2年3月3日	会長一任により計画の決定

**第2期
高浜町子ども・子育て支援事業計画**

令和2年3月

発行：高浜町保健福祉課

〒919-2201
福井県大飯郡高浜町和田 117-68
TEL：0770-72-2493
FAX：0770-72-2081